

秋田県公文書館

研究紀要

第26号

講演録

「地域アーカイブズを一から作る ―常陸大宮市文書館の五年間の取り組み―」
..... 高村 恵美 ... 1

論文

「加藤家文書」の当館所蔵史料群における位置付け
..... 村山 純一 ... 16

秋田県公文書館における歴史資料の利用促進に向けて
..... 一関 修二 ... 31

史料紹介

「郡方吟味役勤中日記」(文政十一年) 41

令和元年度 活動報告 64

令和2年3月

令和元年度市町村公文書・歴史資料保存利用会議 基調講演（十一月二十二日）

地域アーカイブズを一から作る

―常陸大宮市文書館の五年間の取り組み―

常陸大宮市文書館 係長 高村 恵美 氏

はじめに

ていただきます。

御紹介いただきました常陸大宮市文書館の高村恵美です。今日は五年間やってきた取り組みを話させていただきます。

先ほど館長様からお話いただきましたが、この十月に常陸大宮市内は台風十九号で甚大な被害を受けました。被災当時からお見舞いや激励の言葉をいただいております、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

私は、今回の台風被害後、被災資料の保全に取り組んでいます。その中の被災資料の所在調査についても、最後の方で話したいと思います。

さて、常陸大宮市文書館は、準備室も無いままに開館し、当初は何もかもが手さぐりでしたが、この五年間でどうか普及事業も軌道に乗ってきました。そのような事例も紹介しながら話させ

一 常陸大宮市の概要

では、常陸大宮市の概要、文書館設立の経緯と概要、現状と課題という順番でお話を進めます。

まず常陸大宮市ですが、茨城県の北西部、西側は栃木県に接し、水戸市から大体三十キロメートルぐらい北の山間の地域に位置します。二本の一級河川、久慈川と那珂川が通っており、台風で両方氾濫したため被害も拡大しました。

現在の市の人口は、十月一日現在で三万九千九百人、平成十六年に合併した当初は四万八千人でしたが、人口の減少が進んでいます。面積自体は、茨城県内の市町村では二番目の大きさです。合併前のすべての町村が昭和三十年の合併を経験しています。今

年は常陸大宮市にとって平成十六年の五町村合併から十五周年でしたが、台風被害のため、式典を開催できませんでした。

二 文書館設立の経緯

文書館の設立のきっかけの一つ目として、市の文書管理体制の見直しがありました。常陸大宮市では、合併の中心となった旧大宮町の文書管理規程を引き継いで使っていました。平成十八年から十九年にかけてファイリングシステムに移行しましたが、これは「簿冊」を「フォルダー」形式に変え、フォルダー名をリスト化してデータ管理するだけのもので、決裁のすべてが電子化されたわけではありません。

情報公開請求への対応でも、現用文書を文書主管課が管理し、昭和三十年合併以前の旧町村役場文書は歴史資料扱いにして一部を歴史民俗資料館で管理していた状況でした。つまり、文書館設立以前は、資料公開の窓口もデータ管理も一元化されていませんでした。資料を閲覧したい利用者に対しては、総務課と資料館の職員で一日掛かりで探すような状況だったため、問題になっていました。

さて、二つ目の契機が最も大きな影響力を持っていました。合併後初めての市長選挙で当選した現市長が公文書館設置を公約したのです。現市長の当選後、平成二十二年から、文書館設立に

向けていろいろ動き出したわけです。

その後、市長に公文書館の設置を公約とした理由を直接聞いてみました。市長は「町長だった時、公文書の一部が自分の目の前で捨てられるのを止められず、そのことが反省の念としてある」という話をされました。その時の廃棄は当時の規程に沿ったものであったのかもしれませんが、保存年限の満了した文書が評価選別されることなく廃棄されたということの問題視していたのだと思います。いずれにせよ、市長の意思によって文書館が設立されたことは、私ども担当にとって非常にありがたいことです。

三つ目のきっかけは学校統廃合が進んだことです。合併後の五年間で市の人口も減りましたが、小学校の数も十九校から十一校に、中学校が七校から四校に減りました。市民からは空き校舎対策について、環境や防犯の観点から様々な声が出ていました。空き校舎の再利用について直ちに決断を迫られる状況下で、「何かに活用できないか、公文書館はどうだ？」ということで私どもに話が来たわけです。

しかしながら、廃校舎を再利用する場合、やはり立地条件などの不便さは付いて回ります。空いている廃校舎は多いのですが、何か他の目的に利用するとなると、かなり選択の幅が狭まってきます。そのような中で、旧塩田小学校の廃校舎を文書館に使うことが決まりました。

そして、平成二十二年度に市役所内に庁内検討委員会が設けら

れ、二十五年度まで十三回開催されました。当初は「公文書だけを扱う施設」というスタンスだったので、文書主管課である総務課に事務局を置きました。

庁内検討委員会は総務部長はじめ九人の部課長により組織されました。ここで議論されたことは、建物や立地場所、規則関係の整備でした。公開するデータの整備や検索システムなど、閲覧や公開に関わる運用面については検討されていませんでした。担当レベルの内部協議にも、当時歴史民俗資料館の職員だった私は関わっていません。歴史資料を扱う際の配慮、また歴史的公文書の保存及び管理などに関して一部意見を聴取された程度に留まりました。平成二十五年度までこのような状態で、二十六年度四月に職員が配置され、十月に開館する流れで進みました。

三 文書館の概要

1 施設概要

常陸大宮市文書館の建物は、昭和六十三年に建設され平成二十二年に閉校した旧塩田小学校を使用しています。二十五年度から改修が入り、整備費は九、七七〇万円掛かっています。合併特例債で五、二九〇万円、国土交通省の空き家対策補助金「社会資本整備総合交付金」四、二〇〇万円（上限五十％）の交付を受けました。

校舎自体は元々小さく三階建てで、一階は職員室と会議室と図書室、二階と三階が教室で、書架延長はあまり長くはなりませんでした。一階部分には、事務室と閲覧室を作り、昇降口はバリアフリーのエントランスホール、放送室は会議室にしたりして大改修を行いました。床や壁を貼り替えて電気系統も作り直しました。二階と三階の教室はすべて同じ大きさだったので、黒板を外し、中に合板を貼って棚を付けただけの設備で保存書庫になりました。窓の合板は、史料保存上の遮光を目的に入れたものです。これは、書庫の中から取り外すこともできません。

二階と三階の保存書庫には木製書架を入れましたが、実は若干問題があります。当初は全館空調をお願いしていましたが、予算が無かったためかありませんでした。空調が無理ならば、「史料保存上からぜひ木製書架が必要」と意見聴取時にお願いました。開館後にわかったことですが、書架の合板は接着剤が露出した問題の多いものでした。最初にお願する時、もっと細かい条件まで具体的に説明しておくべきでした。この後、保存科学が専門の先生に依頼し酸化程度を測ってもらい、とりあえず一年間置いて換気し、防カビ剤を全面塗布したりと本当に大変でした。

一階のスチール書架には、古文書原本ではなく複製史料を配架しています。今から四十年ぐらい前に市町村史を作った時の調査史料を、それぞれの支所の教育委員会がきちんと整理し持っていたので、一括で移管してもらい公開しています。とても使い勝手

が良くて利用される方も多い資料です。

二階の作業室は旧家庭科室や旧図工室を改造したもので、棚が多いので使い勝手が良く、様々な用途に使っています。図画工作用のしつかりしたテーブルも四つぐらい残されていて、撮影台など様々な用途に使用しています。

文書館は東側と北側に山が迫っているため、年間を通して湿度が大変に高い環境です。これは、館を整備して職員が内部を使用して初めて分かったことでした。そのため、現在は全室に除湿機を入れて湿度調整を行っています。

また小学校として使用していたため、消防法の関係で一階閲覧室のフロア、二階三階の保存書庫の間に防火ドアや防火シャッターが複数有ります。小学校ではフルオープンにしていたこれらの防火設備を、文書館ではフルクローズドで職員だけ通り抜けられる形にしています。さらに、全部の階にあった水道とトイレも老朽化で修繕を必要とするので、一階のみ水道を通すことにしました。そして、北側の外にあった非常階段については、掃除が行き届かず、外部から色々なモノも侵入するので、塞ぐことができない以上、基本的に使用しないことにしました。また、利用者の方には不便になりますが、掃除しやすいように館内を土足禁止にしました。

敷地内の除草や樹木の手入れも、年に四、五回、シルバー人材センターをお願いしています。周りが森林なので、これをやらな

いと本当にイノシシが駐車場に来てしまう土地なので大変です。そのような所に公文書館を作ってしまった宿命と言えます。この他、建物が高台に在るので、水害の心配は無いのですが、土砂災害には備える必要を感じています。

また、給食用に使われていたダムウェイターは重量三百キログラムまで運べるので、重い紙を二階や三階に上げる際に重宝しています。人間は乗れないので、階段を使っています。

さて、開館当初からの大きな問題が、消火設備の不足です。現在、文書館には屋内消火栓しかありません。煙感知器や警報器は付いていますが、ガス消火装置や二酸化炭素消火装置、スプリンクラーも全く無い状況です。警報が担当者に届いても、現場で消防車と呼んだり屋内消火栓を使わない限りは燃え続けるわけです。古い施設は漏電の危険もありますし、「文書が燃えて無くなるより、水に濡れても残る方がずっと良いから、スプリンクラーを入れてほしい」とお願いしましたが、導入には至らず現在に至っています。とりあえず、幾つもある防火シャッターは常時クローズドにしています。

次に、文書館の職員のことですが、教育委員会の文化スポーツ課が所管する文書館グループに所属しています。当初は公文書に特化した施設を予定していましたが、途中から「歴史資料として古文書も入れた方が来館者も増えるだろう」「歴史的公文書も歴史資料の一つ」という理由により、教育委員会の所管になりました

た。職員は非常勤職員の館長ほか六名です。館長は市役所のOBで公文書のことを熟知しており、評価選別などを中心になって担当しています。常勤職員は私ともう一人で、私が主に地域資料と一部の公文書、もう一人が公文書、三名の臨時職員の内一人が公文書、二人が主に地域資料を担当しています。

当館には外部組織として運営審議会を置き、学識経験者三名、市民三名、職員二名の八名で年二回程度会議を開いています。ここで運営方針やその年度の活動に関する助言や指導をもらっています。

2 収蔵資料

収蔵資料についてですが、公文書は現在、三万一、〇三四点ほどです。毎年千点ほどの公文書が評価選別されて引き継がれてきます。また、昭和三十年の合併以前の旧町村役場文書がおよそ六千点になります。旧町村役場によって保存数量や内容の偏りが大きく、まったく残っていないケースもあります。

地域資料、すなわち古文書は一万一、八〇〇点あります。ほとんど近世の古文書で、中世の古文書は三点のみです。この三点が今年、市の有形文化財に指定されました。佐竹氏の分家東家が治めていた土地の知行宛行状です。

また、市内九十二区の内二十三区で区有文書の存在が確認されており、いくつかは寄託や寄贈を受けています。地元で原本を保

存する区の場合、写真撮影して、画像データを公開しています。小舟区という区では、当館の開館を待つて筆筒二棹分の文書を寄贈してくださいました。小舟区の代々の区長は、在任中は区有文書が入った筆筒を管理し、次の区長に引き継ぐということが続けていたようです。言い換えると、昔からの区有文書の入った大きな筆筒を置ける家が区長を務めてきたという歴史がありました。筆筒自体に文政二年（一八一九）の墨書があり、中を開けると寛永十八年（一六四二）の検地帳から昭和三十年代の区有文書まで、ほぼ抜け落ちの無い状態で揃っていました。区有文書では絵図が失われている例がほとんどですが、小舟区の場合は筆筒の中に良い状態で保存されていました。これはすごいことで、絵図ともども寄贈してもらうことになりました。

地域資料以外では、旧町村の役場文書のうち昭和三十年に閉村した八里村の役場文書が約四千点とまとまった形で残っています。これは旧村役場の建物を取り壊す時、そっくりそのまま旧緒川村から県立歴史館に寄託されたものです。当時の県立歴史館の担当者は、これだけ膨大な近代行政機関の史料群を英断を下して預かってくれました。当館の開館にあたり、市に返還を受けました。この八里村役場文書はかなり使い手があり、様々な方が利用してくれています。日清・日露戦争や太平洋戦争時の徴用で動員された人の名簿など、他所ではあまり残っていない貴重な資料が含まれているからです。村役場が機能していた当時をそっくり凍

結したような形で残されている文書になります。

3 業務の概要

i 受入れ・整理・保存

① 非現用公文書

次に業務の概要についてお話しします。当館は、「常陸大宮市文書館の設置及び管理に関する条例（以下、設管条例）」に基づいて運営しています。ここでは、歴史資料として重要な公文書（現用のものを除く）、刊行物、地域資料その他の記録を収集し、保存し、及びこれらを広く利用に供する施設であると規定されています。収集保存の対象としているのは、地域資料（古文書等）、歴史的公文書と刊行物、その他の記録ということですが、音声記録や映像記録は実際にはあまり入ってきていません。

業務の具体的な説明をしていきますが、受入れ・整理・保存とすることで、非現用公文書については、旧永年保存文書の整理及び合併後の保存年限満了文書の整理を行っています。

ア 旧永年保存文書の整理

文書館を設立するにあたって、平成十六年の市町村合併前まで五町村で持っていた永年保存文書（現在は三十年保存文書に変更）を集約し整理するという事業を二十九年度まで行いました。現在、事業が終了し、文書館での配架も終わっています。

旧永年保存文書ですが、文書館の設置を前提として、平成二十

一年から二十三年にかけて旧町村役場に保存されていたものを集めてきたところ、七百箱で一万六千点ほどの点数になりました。

これを文書主管課が業者に委託して、整理を行いました。この整理は、ばらばらの体裁の文書に統一したナンバ―や表題等をつけ、文書館での評価選別と公開に備える目的のものでした。しかし、この委託業務によって明治期の公文書に市販のラベルシールを貼付されたり、材質が精査されたか不明のプラスチックのケ―スに収納されたりと、この業者が歴史的公文書の取扱いに不慣れであることは一目瞭然でした。

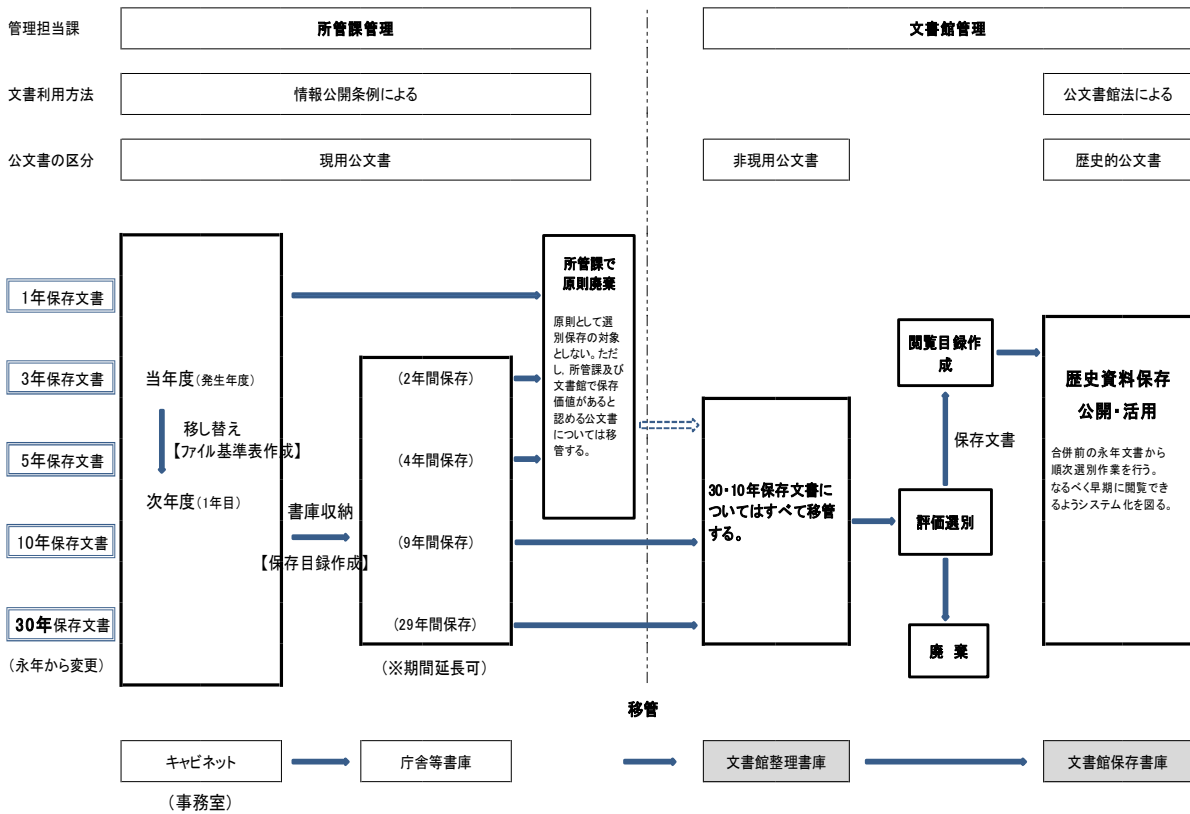
ですから、業者に委託をされる時には、ぜひ文書の内容を見ながら検討された方が良いと思います。

イ 合併後の保存年限満了文書の整理

合併後の保存年限満了文書の整理は、毎年発生する事業です。旧永年保存文書の整理が平成二十九年度でほぼ終わりましたので、現在は、有期限保存期間が満了した文書の整理を毎年行っている形になります。

図は本市における公文書の保存ライフサイクルを示したものです。左側が所管課での管理、右側が文書館での管理、すなわちアーカイブズに来てからの流れということになります。保存年限の設定は、一年・三年・五年・十年・三十年です。一年保存文書（単年度保存文書）は所管課に判断を任せています。三年及び五年保存文書に関しては、現物を見てではなく、文書が発生する時

公文書保存ライフサイクル



に作るファイル基準表、すなわちフォルダのリストを文書主管課からもらって一次選別を行います。そして、当館から所管課の方に一次選別したリストを戻し、必要な文書だけ持ってきてもらっています。十年及び三十年保存文書については、当館に全量移管されます。現用段階の文書については、当館には中間書庫がないので、保存年限が満了するまで所管課の書庫でそれぞれ保管することになります。例えば三十年保存文書なら、三年目以降は書庫に移動し、その後二十八年度にわたって所管課の書庫に保存されることになり、そこは問題だと思います。

例年三月末頃に一次選別リストを各課に通知しまして、四月中に各課から当館に搬入してもらい、それを五月から十月頃にかけて評価選別を行い、必要に応じて文書一件ごとの件名目録も作成します。また、公開審査に関しては、事前に全部終わらせるのは不可能なので、閲覧申請に際しては随時に行っています。その後、三月頃にかけて評価選別後の目録データベースを整備し、四月か五月頃には前年度のデータベースを追加することになります。当初、「その年度に移管された文書の整理が一年間で終わるのか」「翌年度に積み残しはないか」が一番不安でしたが、市の規模が小さいこともあり、何とか年度内にこなしています。

次の表は平成二十七年から三十年までの移管文書の数量と割合を示したものです。当館は平成二十六年十月に開館していますので、二十七年四月から公文書の受入を始めています。基本

的に十六年度の市町村合併以後の文書しか移管されてこないの
で、それ以外の合併前の文書は先ほど見た旧永年保存文書の範疇
に含まれています。

平成 27 年 4 月移管分 文書保存割合

	全文書数	文書館移管要請分	文書館選別後
3年保存文書	4,214	450 (10.7%)	92 (2.2%)
5年保存文書	3,504	406 (11.6%)	162 (4.6%)
計	7,718	856 (11.1%)	254 (3.3%)

平成 28 年 4 月移管分 文書保存割合

	全文書数	文書館移管要請分	文書館選別後
3年保存文書	4,280	351 (8.2%)	151 (3.5%)
5年保存文書	4,195	384 (9.2%)	164 (3.9%)
10年保存文書	2,214	1,163 (52.5%)	361 (16.3%)
計	10,689	1,898 (17.8%)	676 (6.3%)

平成 29 年 4 月移管分 文書保存割合

保存期間 (作成年度)	全文書数	文書館移管要請分 (一次選別)	文書館選別後 (二次選別)
3年 (H25)	4,517	585 (13.0%)	215 (4.8%)
5年 (H23)	4,041	711 (17.6%)	457 (11.3%)
8年 (H20)	9	9 (100.0%)	1 (11.1%)
10年 (H18)	1,276	1,276 (100.0%)	235 (18.4%)
20年 (H 8)	2	2 (100.0%)	2 (100.0%)
30年 (S61)	1	1 (100.0%)	1 (100.0%)
計	9,846	2,584 (26.2%)	908 (9.2%)

平成 30 年 4 月移管分 文書保存割合

保存期間 (作成年度)	全文書数	文書館移管要請分 (一次選別)	文書館選別後 (二次選別)
3年 (H26)	4,380	605 (13.9%)	267 (6.1%)
5年 (H24)	4,024	832 (20.7%)	389 (9.7%)
8年 (H21)	9	4 (44.4%)	0 (0.0%)
10年 (H19)	1,254	1,254 (100.0%)	253 (20.2%)
20年 (H 9)	1	1 (100.0%)	0 (0.0%)
計	9,668	2,699 (27.9%)	909 (9.4%)

平均すると、移管された全文書量のうち十%ぐらいを保存する
ことになっています。

移管時の問題を少なくするためには、多分に原課とのやりとり
を必要とします。たとえば、毎年同じファイル基準表をコピーし
て使うので、「ファイル基準表に標題があるのに、対応するフォ
ルダーが無い」という事態が多々起こります。内実は、「今年度
は実施していない事業だが、来年度には実施するから文書名を残し
ておきたい」という原課の意向によるものです。当館からは、「今
年度存在しない文書名は消してください」と原課をお願いしてい
ますが、なかなか難しい状況です。

当館は市役所から車で十五分ぐらい掛かる場所にあります。で
すから、原課の利用頻度の高い文書については「常用文書」とい
うことにして、いつでも参照できるように手元に置いておくケー
スが増えていきます。ただ、安易な常用文書の設定は、移管されな
い文書の発生につながりますので、「常用文書に変えるのではな
く保存年限を延長して、移管年度を決めてください」とお願いし
ています。

そのため、原課が求める文書をいかに利便性を高めて提供す
ることができかが問題になります。例えば原課から問合せを受け
た文書をPDFにしてメール等で送信するなど、なるべく要望に
対応しています。ただ、簿冊まるごと一冊ともなれば、右のよう
な提供方法はなかなか難しくなります。やはり、文書館に來なけ
れば移管文書を見られないことが原課にとって負担になってい
ます。

このような文書の取扱いについては職員一人一人の意識が大
変重要な訳ですが、文書主管課が行っている文書管理研修といっ
た研修事業に当館が関わることができていないのも問題だと思
っています。今後、研修については、参画する方向で部内の調整
を行っていききたいと思っています。

評価選別に関してですが、開館当初に埼玉県地域史料保存活用
連絡協議会や群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会が市町
村向けに作成したものを元に基準を作りしました。実際に評価選別

を行う際には基準が大まかすぎて当てはめが困難なものがありました。五年間運用してきた事例の積み重ねを踏まえ、選別基準を詳細にマニュアル化することに今年から取り組んでいます。

② 地域資料（古文書等）

地域資料（古文書等）についてはその多くが歴史民俗資料館から移管されたものです。移管以外では、寄贈や寄託、購入などの方法で資料を収集しています。解体される旧家から資料を搬出した例が、東日本大震災発生後の数年は年に何件もありました。今は年に五、六件ある程度です。家屋の処分に際して、所蔵者が直接連絡してくる事例は、実際にはあまり多くありません。解体業者の方から連絡をもらい、許可を得た上で資料を引き取ったようなこともありました。

保存管理については、廃校施設を資料保存用の書庫として改変するのがなかなか大変でした。書棚を木製にしたり、壁面に合板を貼るなど、湿度の調整に一定の効果がある処置をしてもらいました。ガス燻蒸については、費用がかかるので、毎年二部屋ずつ行っています。窓には遮光のため合板をはめています。また、保存書庫内には空調機器が無いので、除湿機を設置して水は外部に直接排出しています。網戸を設置して、湿度が低い日は外気を取り込んで書庫内の空気を循環させたり、サーキュレーターを回して、一か所に空気が滞留しないようにしたりしています。

紫外線対策としては、館内全照明のLED化を行いました。窓にはUVカットフィルムを貼っています。

正面玄関の自動ドアは、ドアと床の間はかなり隙間が空いていて虫の侵入が見られたので、ドアの下端を床ぎりぎりまで下げてもらい、隙間を埋めてもらいました。これで少し改善しました。

旧給食室の所には、以前は食缶を運ぶ車が入りしたトラックヤードがあります。公文書をトラックで持ってくる時、ここから搬入できるので便利なのですが、この部分のドアが三枚の吊り戸になっていました。この吊り戸もほとんど密閉性がなく、虫などの侵入経路となっており、湿度管理にも問題となっていました。エントランスホールや展示室に隣接している場所でもあったので、ここに壁とドアを新設してもらいました。さらに、エントランスホールの自動ドアから事務室に入る手前にもドアを一箇所新設してもらいました。このドアは主に湿度管理と防寒対策を目的としたものです。廃校舎を再利用すると、館内環境の整備にはお金が掛かります。

それから、虫がたくさん侵入することに先ほど触れましたが、対策として捕虫トラップを設置しています。保存書庫や作業室などに設置していくと、大体全部で五十か所ぐらいになります。それを職場体験の子供たちや博物館実習の学生たちに回収し、新しいものと交換してもらっています。一年前に仕掛けたトラップを開けて、どの部屋のどの場所にどんな虫が掛かっているかを一覽

表にしてもらいます。「文書館では虫の侵入を管理しなきゃいけないんだ」「こういうのが文化財害虫なんだ」と実際に見せながら、文書館の仕事の一端を体験し、理解してもらっています。

ii 閲覧・公開

閲覧公開について、来館者数の推移をお話しします。平成二十六年度は十月に開館したので半年間で三三六人でした。来館者数は大体このような傾向かなと思っていたのですが、次の年度も少なく、やはり閲覧だけでは利用の促進は難しいと感じました。博物館とは違い、来館者がたくさん来る施設でないことは予想していましたが、「これじゃあ、いつまで経っても認知度が上がらない」ということで、二十八年度から「文書館カレッジ」という講演会を開催しています。これでかなり来館者が増えて昨年度は三千人近くの来館者がありました。

この文書館カレッジでは、現在は、常陸の大名だった佐竹氏をテーマにしています。佐竹氏は、茨城県では「鉄板ネタ」なので、これを扱う講演会では絶対に人が集まります。「佐竹氏」の話は、地域の大きなニーズの一つと言って間違いありません。

来館者数推移

展示名	内容	期間	来館者数
開館記念展示	収蔵史料展示	H26. 10. 10-H27. 2. 15	336人
H27集中曝涼展示	中世棟札展示	H27. 10. 17-11. 15	102人
開館1周年記念展示	戦時期公文書展示	H27. 11. 29-H28. 2. 14	265人
H28集中曝涼展示	甲神社宝物展示	H28. 10. 15-11. 20	210人
H29集中曝涼展示	諏訪神社・吉田神社の中世棟札	H29. 10. 21-11. 26	153人
H30集中曝涼展示	文書館の屏風祭	H30. 10. 20-11. 25	318人
明治150年記念展示	香川敬三の手紙	H30. 12. 15-H31. 2. 4	291人
R1集中曝涼展示	西塩子の回り舞台のフスマ	R1. 9. 28-11. 10	721人

iii 調査・研究

東日本大震災の後、「どこにどんな古文書が有るのか」「どのお宅でどんな史料を持っているのか」を調べる所在調査についても、未実施の地区を対象に、現地の方たちの協力を得て行っています。

iv 普及

当館では、純粹な意味での閲覧者数は、本当にわずかです。閲覧や調査を目的としない人たちに、文書館にどうやって関わってもらうかを考えて、公開講座や歴史講座を開催したり、修復ボランティアを募るなど様々な事業を展開しています。

館内には、当初は展示スペースを設けていませんでした。しかし、展示を目的に来館される方も多く、開館後にエントランスホールに展示室を設けました。最近まで幕末から明治にかけて作られた地元の農村歌舞伎舞台の襖絵を展示していました。三年に一回の歌舞伎公演が重なったためかなりの来場者がありました、最終的に七百人になりました。

その他、「文書館だより」を常陸大宮市の広報紙に隔月で一頁掲載し、「文書館でこんなことができますよ」とか「こんな資料がありますよ」といった紹介をしています。その中で市民から「昔の役場のことを知りたい」「昔の村のことを知りたい」という要望があり、明治二十二年から昭和三十年の町村合併の間に存在した市内の村について、所蔵資料を使い一回ずつ連載していきまし

た。村の成り立ちや合併の系譜は自治体として追いやすいのですが、当時の役場の場所がなかなかわかりませんでした。合併市町村史や事績簿などに番地も確かに書いてありますが、その場所へ行ってみると移転後の場所で、当初の位置がわからない場合も多いものでした。大変でしたが面白い仕事でした。その一つ、下小川村役場は、昭和三十年の合併で山方町になった後しばらく支所として利用されていましたが、今回の台風十九号による水害で、床上浸水し大きな被害が出ました。間もなく解体することになるようで、その前に「文書館だより」に合併の経緯と昔の役場について記録を載せることができました。

次に、先ほど少し紹介した文書館カレッジについて触れたいと思います。常陸大宮市民の多くがそのルーツを佐竹氏の一族やその家臣と認識しています。例えば「自分の先祖は佐竹氏に従い大館に行った」という伝承を持つ家がたくさんあります。文書館カレッジで第一回の佐竹氏をテーマとした講演会を開催した時には、会場が大入り満員でした。佐竹氏の講演会では軒並み三百人ぐらい集まります。一方、これだけ地元で佐竹氏に関する潜在的なニーズが高かったのに、それに対応できる態勢が無かったということが分かり、方向の転換を行うことになりました。文書館の役割として歴史的公文書の保存利用を中心にして、普及活動をやっていこうと当初は思っていました。しかし、もつと市民のニーズを広く拾うように心掛け、文書館カレッジを開催し、市民の間

です。すごい人気になっています。ですから、今回の私の秋田出張を知った皆さんは、「ええっ、秋田に行くの？」と口々に言ってくれました。「今回は佐竹氏に関する話をしに行くのではない」とは説明したのですが、常陸大宮市の人は、こと佐竹氏になると「えっ！」とすごく反応するわけです。常陸大宮市の人は本当に秋田のことが大好きなんです。

文書館カレッジの他、閲覧や調査を目的とする研究者以外の方にもなるべく来館してもらう努力もしています。「ただ古文書に触りたい」「古文書の掃除をしてみたい」とか「襖の下貼りの古文書を剥がしてみたい」というような方々に呼びかけて、古文書応援隊（地域史料整理・修復ボランティア）という組織を立ち上げて、毎月一回活動しています。古文書を翻刻して史料集の原稿を作ってくれたり、イベントの受付をしてくれたり、いろいろな面で当館の業務をサポートしてくれています。「史料に関わりた」と思っている方は、こんなにも多いんだな」と思い意外でしたが、こういったサポーターの存在がなくてはならないものになっています。

四 まとめ・現状と課題

現状と課題ということですが、文書館施設に廃校を選ぶにあたっては、事前に環境のリサーチを行い、立地条件を見極めて選定

することが重要です。多湿な環境での湿度管理など、学校施設を整備しながら使う困難が伴っていくわけです。

当館の文書収容能力ですが、教室の床耐荷重が三百キログラムほどしかありません。図書館の床耐荷重は七五〇キログラムほどらしいのですが、そういう事情で当館では文書をたくさん棚に積み上げて保存することができません。現状では書架の三段目まで文書を入れていきます。可動式書架の設置についても、やはり床耐荷重の問題から設置できませんでした。

さて、公文書館は、第一義的には親組織のためのアーカイブズ機関と言われています。当館も「市の公文書を適正に管理し、公開して普及にもつなげていこう」という理念を掲げて開館しました。公文書の管理に関しては引き続き生真面目に進めていこうと思いい、文書主管課や原課との連携を取りながら行っています。これについては最初、「大変だろう」と思っていました。しかし、実際には毎年度の移管時期に必要ないろいろ打ち合わせをしていますし、大体齟齬なくやっつけていける感触を得ています。

また、常陸大宮市文書館の所蔵資料の目録データベースについては、未だウェブ端末で見られないため、来館しないと使えないという致命的な弱点があります。なんとか目録データベースを端末に載せる予算を来年度は計上すべく交渉しているところです。

効果的な普及活動を展開していくために、「普及活動とは何なのか」という理念は理念として、市民のニーズは市民のニーズと

して素直に拾ってあげばいいのかなと最近感じているところ
です。

このように文書館では市民ボランティアとの協働や地域資料
の保全などを続けており、中でも普及事業はうまく動き始めたか
なと思います。しかし、今後問題になってくるのは持続可能な館
運営の模索であり、ランニングコスト管理から、財政的には年々
の縮小を余儀なくされています。お金を掛けないで文書館の運営
を継続し、かつ所蔵資料もきちんと保存し管理できる方法、将来
予算が付かなくなった先のことを常に考えていなければなりま
せん。

一つの例で、先年から隣の常陸太田市で文化財集中曝涼を始め
ており、常陸大宮市文書館もその機会を利用してもらっていま
す。毎年十月の第三週末に虫干しを兼ねた文化財公開ということ
で、普段は非公開の寺社の文化財を一般に公開してもらっていま
す。イベントの受付ボランティアさんのお弁当以外は予算がほ
とんど掛かりません。近年は十月後半にも台風が来るので、十一
月に開催時期を動かした方が良いかと考えています。温湿度が安
定する時期に二日間寺社の宝物を公開し、地元の人に見てもら
うことで、防犯意識も高まるかと思えます。

最後に台風十九号による常陸大宮市の被害状況と資料保全活
動についてお話しします。那珂川と久慈川の氾濫で、十月十二日
に市内に浸水被害が発生し、市内全域で五百棟以上の床上及び床

下浸水がありました。私もその日は、自宅が少し低い場所に在る
もので、避難所に泊まりました。自宅に帰って被災が無かったこ
とを確認し、その日から館内に待機となり、翌日から市内の巡視
を始めました。次の日の朝に撮影されたSNS画像で見ると、那
珂川べりの野口地区ではコンビニエンスストアは水面下で見え
ず、ガソリンスタンドも屋根だけ水面に出し一階は全部水没した
状態でした。テレビ局の取材も何回も現地に入ってニュース報道
されたので、「常陸大宮市は大変なことになっている」という情
報が市外にも伝わりました。ただ、野口地区はハザードマップで
も浸水危険地域になっており、江戸時代以来、那珂川の氾濫原に
設定されている場所だったので。遊水池になっており、予めあ
る程度の浸水を予測はできた場所でした。この地域で古文書を所
有しているお宅に安否確認に伺いましたが、そのようなお宅では、
一段高い蔵に古文書を保存したりして、ほとんど被害に遭ってい
ません。他の地域でも古文書は同じように保存されており、やは
り配慮されていると思えました

台風十九号に係る文化財保全対応で十月十三日に出勤した時
点では、避難所や災害ごみ置き場の対応にも文化財担当からかな
りの職員数を割かれている状態でした。指定文化財の被災調査に
関しても待機命令が出ていました。「動ける人数でできることを
やっていこう」ということになり、当館と市史編さん担当、歴史
民俗資料館から職員を出し合い、二、三人のチームを編成し、車

で被災地を見て歩きました。史料所在調査が終わっている地域だったので、古文書の所在が確認されている家にまず行って、安否を確認することができました。翌日には、「被災した古文書を捨てないでください」とか「応急的な写真の復旧法」といった内容のチラシを作り地域に配布する活動を始めました。

この他、当館のブログでは、常陸大宮市の被災状況について写真とともに発信しました。被災文化財の保存に関する発信は後にして、最初は「常陸大宮市の県道●号線は通れません」とか「堤防のここが決壊して通行止めです」といった災害情報を流していました。これには大変な反響があって、「地域のことを確認できた」と、文化財と全然関係ない方からもコメントをいただきました。

最初は右のようなことをやっていて、三日目を過ぎた十月十五日頃から被害状況を見るため現地に入りました。やはり史料所在調査をやっておいて良かったと実感したのは、以前に調査した家に行つてすぐに古文書の状況を確認できたことです。「古文書が濡れちゃって」と言つて、家の人が出してきてくれました。「巻物だけれど、下げたら軸の部分が切れてしまった」などといった話を聞いた後、それを当館で預かり汚れを落として消毒し、乾かしている最中です。このように、市民から被災古文書に関する相談の声が次々と出てきています。

とりわけ写真の被災で困っている方が多く、古写真に限らず、

現代のもの、例えば七五三や小学校の写真など「大切なものが濡れてしまった」といった電話が多く掛かってくる状況です。このような相談に対してはなるべく自宅でできる方法を助言して対応していただいています。幸い市の教育委員会の職員で対応できているので、引き続き日常業務の合間に被災史料に関する対応を行っていきます。

那珂川べりのある家を訪問した時には、浸水は免れたということでしたが、「被災はしなかったが、家にはこんな史料があるよ」と言つて、日露戦争の時の兵士の手紙を五十通ほど出して見せてくれました。これは「また落ち着いたらお借りする」ということになりました。

災害ゴミ置き場は、主に廃校に設置されました。いくら「古文書を大事にしてください」と言つても、汚泥で汚れたものは被災の翌日にはゴミに出されてしまいます。そこで当館では定期的にゴミ置き場を回り、廃棄された古文書や古資料が無いか確認して回りました。すると、いろいろな物、例えば木箱に入った漆器が出てきたことがあります。漆塗りのお椀で、これ自体も保存する必要を感じましたが、大量だった上に欠けた物も混じっていました。漆器を包むクッション材には、古文書が使われていました。そこで、一部の古文書は漆器にくつついたまま一緒に保存しました。現場に残してきた漆器からは、古文書だけ剥がしてきて、消毒しています。漆器の木箱の中に「今瀬」という墨書があり、

水戸藩内の有力農民の家のものだと分かりました。その家は後日に訪問調査を行いました。

また、災害ゴミ置き場では、出征した兵士が私物を詰めて持ち運ぶのに使った軍用行李も見つけ、保全しました。この軍用行李には大きな字で氏名が書かれていました。比較的綺麗な状態のものでした。

この他、家屋自体が被災した例として、水戸藩九代藩主の徳川斉昭がお成りをした豪農今瀬家の家屋があります。明治時代に一部を改修したので近代建築のように見えますが、もともとは江戸後期の建築です。「新二階」と呼ばれる部分は、天保年間に徳川斉昭のお成りの間として作ったもので、地上三メートルほどの高さですが、今回の台風十九号で浸水してしまいました。実はこの家よりも那珂川に近い場所に、近代になってから県道ができたことが分かりました。県道の方がこの家よりも二メートルほど高かったのです。那珂川の水が増水した時、通常なら家の裏側にある支流に抜けるのですが、今回の台風十九号では抜けられず県道に上がって流れ込んだようです。これまで一度も浸水したことが無かったのです。おそらく県道ができた影響だろうということでした。敷地内には、明治初年の病院建築があります。今瀬家の子孫が建てた擬洋風建築ですが、台風の際に二階建ての一階部分まで水に浸かっています。文化財指定されていない建物で、今後、この貴重な建物が解体されないように、市としてサポートしていきたい

と思います。

被災し、汚損してしまった史料は、単に「古文書」という理由だけでは廃棄を防げません。そのため、所蔵者や地域にとってその史料がどんな意味を持ち、どのように大切なのかを理解してもらい、それを普及していく活動が、これから当館にとってとても重要ではないかと思っています。

このような中で五年間運営してきました。普及事業は軌道に乗りつつあります。常陸大宮市の周辺の方にも存在を知られるようになり、「佐竹のことを調べてるんだけど」と言って訪ねてくる方も増えていきます。きっかけは佐竹氏のことでも、「ここにこういう施設があって、本来はこういう業務をする所だ」ということが、少しずつ分かってもらえれば良いなと思っています。常陸大宮市文書館のこれからの五年間は、今までの五年間よりも、「活動の幅が広がっていくようになるのかな」と希望的な観測を持って見ているところです。

いろいろ話題があちこちに飛びましたが、これで話を終わらせていただきます。

「加藤家文書」の当館所蔵史料群における位置付け

村山 純一

はじめに

秋田県公文書館（以下、当館）では、平成五年（一九九三）十一月の開館以来、秋田藩（久保田藩）関連史料の調査・収集・研究・管理・公開・普及など多岐にわたる活動を行ってきた。そうした地道な活動を経て、平成三十年度末現在、当館では六八、五三三三の古文書を所蔵するに至った。そのうち、六八、四八九九の史料を公開している⁽¹⁾。また、所蔵史料ではないものの、秋田藩及び近世の秋田を知る上で有益と判断した史料については、所蔵先の了承を得た上で、業者委託もしくは当館職員の撮影で写真帳を作成し閲覧室に配架してきた。昨年の『研究紀要』⁽²⁾で筆者が紹介した「今宮家文書」、今年度新たに公開した「加藤家文書」もそれに当たる。これは、秋田藩士加藤家のご子孫が、本家から預かった史料について話をしたいと来館された際、当館職員からの要請を快諾してくださり公開するに至った。そして、当館職員が史料三十二点の撮影を行った後、一冊の写真帳にまとめ、令和元年四月から当館閲覧室に

配架したものである。年代は、特定できるもので最も古いものが天正二十年（一五九二）、最も新しいものが明治三十八年（一九〇五）と幅広い。こうして近年公開したものも含め、当館で公開している史料は県内外の多くの方々に利用されており、平成三十年度までの最近十年間に関しては、年平均で三千五百点以上の史料が利用されてきた⁽³⁾。

その中でも、一般利用者の方で比較的多いのが「先祖調べ」を目的とした利用であり、その際に利用されることが多いのが系図や由緒書などの類の史料である。江戸時代、秋田藩では修史事業の一環として藩士に対し、数度にわたって所有する古文書や系図類の提出が命じられた。当館では、提出されたそれらの史料を藩で書写したものを多数所蔵しており、これを閲覧に来る方が非常に多い。その点で、系図類は当館で利用頻度の高い史料の一つと言える。特に、点数が多い元禄・宝永年間に提出された系図類と文化年間に提出された系図類については、これまで当館で発行した『研究紀要』においても、加藤昌宏氏⁽⁴⁾や平田有宏氏⁽⁵⁾らの論考がある。また、

資料①：「加藤家文書」一覧表

資料番号	資料名	備考	和暦	月日	西暦	差出	受取
加藤1	知行充行状	包紙あり。包紙に「御朱印」とあり。	天保8	7月4日	1837	御金蔵 加藤啓吉 朝日順蔵	加藤五左衛門
加藤2	差紙	包紙あり。包紙に「三通」。加藤3・加藤4と同包。		12月3日			加藤五左衛門
加藤3	軍功再調に付き書付	文化8(1811・辛未)か。	辛未	7月			加藤五左衛門
加藤4	御賞仰被渡書	加藤2・加藤3と同包。生保内付近での戦時の働きについて報賞。		12月			加藤五左衛門
加藤5	佐竹義厚黒印状	知行目録。黒印あり。包紙あり。包紙に「新御判紙」とあり。加藤6・加藤7とまとめられている。	天保9	3月11日	1838	佐竹義厚	加藤五左衛門
加藤6	嘉藤主鈴足輕指南書付	嘉藤主鈴指南。加藤5・加藤7とまとめられている。					
加藤7	銀高書付	150石嘉藤主鈴。加藤5・加藤6とまとめられている。					
加藤8	知行充行状	包紙あり。包紙に「御朱印」とあり。葛川村	文政11	7月2日	1828	御金蔵	加藤五左衛門
加藤9	知行充行状	雄勝郡大館村・仙北郡今宿村・秋田郡飯嶋村	天保15	7月2日	1844	御金蔵	加藤五左衛門
加藤10	知行充行状	雄勝郡大館村・貝沢村、仙北郡飯詰村・米沢新田村、秋田郡飯嶋村	文政9	7月2日	1826	御金蔵	加藤五左衛門
加藤11	大坂御陣佐竹右京大夫義宣午二而論合之次第	大坂冬の陣の記録					
加藤12	御判紙仕御添書付	天保9年4月9日付御判紙の添え状	(天保9)		1838		
加藤13	小貫東七郎・江間郡兵衛通達書		天保9	4月	1838	小貫東七郎 江間郡兵衛	加藤五左衛門
加藤14	戊辰戦争軍功賞状	「辛未」戊辰戦争出兵。銀5枚	(明治4)	7月	1871		加藤禮吉
加藤15	結城秀康黒印状	知行充行状。黒印あり。包紙あり。	文禄5	1月20日	1596	結城秀康	加藤五左衛門
加藤16	結城秀康知行充行状	包紙あり。	天正20	2月9日	1592	結城秀康	加藤五左衛門
加藤17	武野燭談写	忠野左文について					
加藤18	佐竹義厚墓誌						
加藤19	摂州大坂御陣之砌日記よりの抜書断簡	断簡					
加藤20	知行充行状	阿気村	寛政2	7月9日	1790	御金蔵	加藤勇之助
加藤21	佐竹義峯黒印状	知行目録。黒印あり。	享保17	3月15日	1732	佐竹義峯	加藤主鈴
加藤22	知行(代知)充行状	沖野郷村。加藤21とまとめられていた。	正徳元	6月7日	1711	御金蔵	加藤主鈴
加藤23	知行(代知)充行状	沖野郷村。加藤21とまとめられていた。	延享4	6月26日	1747	御金蔵	加藤主鈴
加藤24	知行(代知)充行状	阿気村。加藤21とまとめられていた。	延享5	7月6日	1748	御金蔵	嘉藤主鈴
加藤25	知行(代知)目録	加藤21とまとめられていた。	享保13	6月17日	1728	御金蔵	加藤主鈴
加藤26	知行(代知)充行状	戸地谷村。加藤21とまとめられていた。	享保16	8月22日	1731	御金蔵	嘉藤主鈴
加藤27	知行書上	沖野郷村。加藤21とまとめられていた。	享保16	7月3日	1731	御金蔵	
加藤28	知行目録	加藤21とまとめられていた。	享保16	10月15日	1731	豊嶋多郎兵衛 杉山六之允	
加藤29	知行(代知)充行状	泉村。加藤21とまとめられていた。	享保13	6月17日	1728	御金蔵	
加藤30	覚書(2通)	包紙あり。包紙には「御青印巻通入 加藤主鈴」とある。包紙と中身は別内容か。加藤21とまとめられていた。					
加藤31	佐竹山城義寛覚書	包紙あり。包紙には「佐竹山城義寛書巻通」とある。加藤21とまとめられていた。	明暦4	4月吉日	1658	山城	加藤主鈴
加藤32	家禄受取不足額御下渡願	一部非公開(戸籍)	明治38	5月	1905		

煙山英俊氏は残された史料の少ない浦城三浦氏の系図史料の内容を基に、戦国期から近世に至る秋田の姿を捉えようと試みた(6)。

本稿では、こうした形で研究が進められてきた系図類などの当館の所蔵史料と「加藤家文書」との関連性を調べながら、秋田藩士加藤家の武士たちが秋田藩の家臣団の一員として江戸時代を通してどのような役割を果たしたのかを明らかにしたい。また、今回の調査を踏まえて秋田藩の研究を今後さらに深めていく上での課題と今後の展望も考えていきたい。

一 秋田入部以前の加藤家について

当館には、初代秋田藩主佐竹義宣から八代藩主義敦までの治世を主題別に記録した「国典類抄」や、角館の所預であった佐竹北家が延宝二年(一六七四)から明治二十七年(一八九四)までの二二〇年間を記録した「北家御日記」、秋田藩初期に久保田町奉行、院内銀山奉行、勘定奉行、家老等の要職を歴任した梅津政景が記した「梅津政景日記」など、近世の秋田の様子を窺い知ることができる史料が多数ある。こうした史料により、主に政局に絡むような重要な内容については比較的多くの情報を得ることができる。一方で、先ほども述べた「先祖調べ」などで特定の家(秋田藩士など)や人物についての情報を得ようとすれば、ここで例示したような史料の場合、そこに氏名が載っているか否かを逐一確認する必要がある。そうし

た時に有効なのが当館で『系図目録Ⅰ』と『系図目録Ⅱ』にまとめられた由緒書や口上書などを含めた系図類⁽⁷⁾や、その家に代々伝わってきた家別文書である。特に、家別文書については複数の史料による「文書群」となっていれば、より多くの有益な情報を得られる可能性が高まる。

加藤氏は秋田藩の家臣団に含まれ、その名は元禄期に家臣から提出された系図を秋田藩でまとめた「諸士系図」の中に見える。「諸士系図」の系図は、存在が確かな家祖から始まり、偽系図を排除し嫡庶も確認するため、文書の内容や真偽を厳しく検討した上でまとめられており、その信憑性は高いとされる。「加藤氏」の系図はそのうち「諸士系図 加部」に七点収録されている。その系図と「加藤家文書」を用いて加藤氏の動向を探ることができるが、「加藤氏」と一言で言っても、七つの家ごとにその出自や佐竹氏の家臣となるに至った経緯はそれぞれ異なるので、書かれている内容を慎重に吟味し、どの系図が「加藤家文書」と関連の深いものかを見極めなければならぬ。加藤氏と同様に、「諸士系図」に十人以上同姓の系図が収録された家は多数あり、石井氏(三十三点)、石川氏(十八点)、鈴木氏(十七点)、根本氏(十七点)、渡部氏(十五点)などかなりの点数になる家もある。正確な情報を求めるとすれば、系図だけではなく、「加藤家文書」のような家別文書の存在は非常に大きい。では、加藤氏の場合はどうか。

「加藤家文書」の一覧表(資料①)を見ると、知行充行状や書付

などの受取人に「加藤五左衛門」と「加藤(嘉藤)主鈴」と同じ名前が多い。よって、五左衛門や主鈴という名が加藤家では代々継承された可能性が高い。特に、「五左衛門」宛ての書状は、最も古いもの⁽⁸⁾が天正二十年(一五九二)、最も新しいものが天保十五年(一八四四)と二五〇年以上の開きがある。「諸士系図 加部」を見てみると、次の家祖で始まる系図が見つかる⁽⁹⁾。

「諸士系図 加部」(A二八八、二—五九〇—七)より

藤原姓

加藤氏

某

五左衛門

初結城中納言秀康卿ニ仕フ 文禄五年正月二十日采地

二百石ヲ賜フ書伝テ家珍トス後流離シテ常州ニ来リ

天英公ニ仕フ慶長七年 出羽州遷封ノ時常州ヨリ来

某

主鈴

(以下略)

ここに記載される「五左衛門」の記述はすべて朱書きで加筆されたものである。また、文中の「結城中納言秀康」とは、徳川家康の

次男結城秀康を指す。最初は羽柴秀吉、後に下総の結城晴朝（小山晴朝）の養子となり、結城領十一万一千石を継ぎ、慶長十年（一六〇五）には権中納言に昇任した。つまり、ここには、加藤家の祖にあたる加藤五左衛門なる人物が結城秀康に仕えた後、天英公（佐竹義宣）に仕え、天英公の出羽国への転封に従って常陸から移ったということが書かれている。注目すべきは、「初結城中納言秀康卿ニ仕フ 文禄五年正月二十日采地二百石ヲ賜フ」というところで、五左衛門が文禄五年（一五九六）に結城秀康から二百石の知行地を賜ったことを裏付ける史料が「加藤家文書」の中にある。

「結城秀康黒印状」（加藤一五）

宛知行分之事

高式百石者 小山領野木村内

右分無相違可令領知候者也

仍如件

文禄五丙申年

正月廿日 秀康（黒印）

加藤五左衛門とのへ

系図の内容を補完し裏付ける史料と言える。また、知行地を与えられていることは、加藤五左衛門が結城秀康から信頼を得ていたことの証の一つとなる。そこから数年間の間に加藤五左衛門が結城氏

のもとを離れ、佐竹氏に仕えるに至った経緯は不明だが、秋田に来る以前の加藤氏のことを記した数少ない史料である。また、同じ史料が当館所蔵の「秋田藩家蔵文書 四十四城下諸士文書巻五」（¹⁰）にも収められており、その原史料という点からも、非常に貴重な史料と言える。

なお、加藤主鈴（久家）が宝永三年（一七〇三）にまとめた「加藤氏系図」（¹¹）は「諸士系図 加部」とほぼ同内容だが、後者で朱書きされている「五左衛門」については名前すら記されていない。ここに記した「結城秀康黒印状」等をもとに加筆された可能性が高い。

二 江戸時代前期の加藤家について

「諸士系図 加部」と「加藤氏系図」（¹¹）のいずれも、系図は宝永年間（十八世紀初頭）までしか書かれておらず、系図からその後の動向をたどることはできない。その中で具体的に役職や実績が記されているのは三人。慶長十九年（一六一四）の大坂の役における今福の戦いでの戦功が記された主鈴、その子久勝（団右衛門）と、久勝の子の久重（五左衛門）。その内容は次のとおり。

「諸士系図 加部」（A二八八、二—五九〇—七）より

某

主鈴

慶長十九年撰州大坂ノ役ニ扈從ス

十一月二十六日今福ニ於テ首級ノ功アリ

寛永十七年二月九日卒ス法名了西

久勝

团右衛門

命シテ足輕ノ将トシ後兵具奉行トス采地五十石ヲ加賜

延宝六年十月十七日卒ス法名半風

母ハ上館信濃某女

久重

五左衛門

命シテ足輕ノ将トス

延宝六年十一月六日卒ス法名蓮海

母ハ佐藤金右衛門某女

佐竹氏が活躍した今福の戦いで主鈴もその一家臣として従軍し、「首級ノ功アリ」と大きな戦功をあげたと記されている。これに関する記事は、「国典類抄 前篇 軍部十一」⁽¹²⁾にも見ることができ。そして、その内容とほぼ一致する記事が、「加藤家文書」内の「大坂御陣佐竹右京大夫義宣午ニ而論合之次第」⁽¹³⁾に見られる。それから、系図には記載がないものの、「国典類抄」を見ると、寛

永年間に主鈴が足輕大将として数十人単位の足輕を統率・指揮する立場にあったことを示す記述が散見される⁽¹⁴⁾。父の五左衛門の代、佐竹氏が秋田に入部する少し前の辺りから加藤氏は佐竹氏に仕えるようになったものの、秋田への入部以降、子の主鈴の代に至るまで佐竹氏からの確かな信頼を得ていたことがわかる。また、大坂の役における主鈴の戦功については、戦から約九十年後の宝永二年（一七〇五）子孫の加藤主鈴が「先祖加藤主鈴高名之次第」の表題をつけて記した書状⁽¹⁵⁾も当館にはある。大坂の役という豊臣氏が滅亡に追い込まれた歴史的にも大きな意味を持つ戦乱で挙げた功績が代々語り継がれるほどのものであったことを窺わせる。

さらに、「諸士系図 加部」によると、久勝(团右衛門)と久重(五左衛門)の二人については、共に足輕大将を務めた他、前者は兵具奉行も務めたと記されている。寛永十七年に亡くなった主鈴の後を継ぐ形で、この二人も秋田藩内で下級武士等を統率する役職に就いていたことがわかる。地道に、しかし着実に、加藤氏は秋田藩内で大事な責務を代々順調に果たし続けていたと言える。なお、「加藤家文書」にも、次に記す「嘉藤主鈴足輕指南書付」⁽¹⁶⁾、「佐竹山城義寛覚書」⁽¹⁷⁾のように、「加藤(嘉藤)主鈴」が足輕を指導・統率する責務を負う立場にあったことを示す史料が見られる。特に「佐竹山城義寛覚書」は「秋田藩家蔵文書 四十四 城下諸士文書巻五」⁽¹⁸⁾にも記されている他、「秋田藩家蔵文書」からの引用として『秋田県史資料 近世編 上』⁽¹⁸⁾にその翻刻が載っている。

「嘉藤主鈴足軽指南書付」(加藤六)

嘉藤主鈴指南

足軽卅人

内 廿人 鉄炮

五人 弓

五人 手明

「佐竹山城義寛覚書」(加藤三二)

覚

一 鉄炮之足軽廿四人組六人宛を為一組と其内二一人宛組頭可被

申付事

一 弓之足軽者六人はを為一組、與内一人可有頭事

一 大筒者就中堂ニ遠町を專一二可被為打、小筒者取分小目当可為

肝要事

一 弓之足軽も不断小目当之稽古可有之、但野指矢前をも可被為習

事

一 足軽之年齡十八九以前五十四五より以後之者被抱間敷事

明曆四年

四月吉日 山城(花押)

加藤主鈴殿

「嘉藤主鈴足軽指南書付」(16)の作成年代は不明だが、「嘉藤主

鈴」が三十人の足軽の指南役だということはわかる。「佐竹山城義寛覚書」(17)は明曆四年(一六五八)に書かれているが、この二つの史料における「加藤(嘉藤)主鈴」が先ほど示した「諸士系図 加部」に名前のある中の誰を指すのかははっきりしない。後者の史料については、大坂の役に参戦した主鈴はすでに亡くなっているため、「足軽ノ将」という記述のある久勝(団右衛門)か久重(五左衛門)のどちらかを指している可能性は高いが、系図ではこの二人に「主鈴」という通称は書かれていない。しかし、「諸士系図 加部」では、同姓の加藤家の系図にこの名前はないので、やはり久勝か久重のどちらかを指す可能性が高いとは思う。なお、佐竹義寛は高倉永慶を父、佐竹義重の娘を母とし、寛永十八年に佐竹東家の佐竹義長の養子となり、京都から秋田に移りその家督を継いだ人物である。この覚書では、鉄炮と弓の足軽について六人一組として組頭を置くことや、その年齢が十八・十九歳より若い者と五十四・五十五歳以上の者を足軽として持つてはいけないことなどを加藤主鈴に求めている。いずれ、具体的に誰を指すのか不明ではあるが、加藤家が下級武士を指導する立場にあったことを示す史料と言える。

三 江戸時代中期の加藤家について

当館所蔵の系図からわかる加藤家の動向は宝永三年(一七〇六)までだが、分限帳により当時の加藤主鈴の禄高がわかる。まず、「正

徳四年七月 御国中分限帳」(19)に、正徳四年(一七一一)当時の加藤(嘉藤)伝十郎(主鈴)の禄高は「貳百石」と記されている。また、同年に大番組頭に任じられた加藤主鈴が、亀田藩主岩城秀隆の子息である岩城栄次郎の早世に際し、戸村十太夫に命じられ、お悔やみの意を伝えるための使者として亀田に派遣されている(20)。こうした役割を任されていることは、加藤主鈴及び加藤家が秋田藩内で一定の信頼と評価を得ていた証の一つになると思われる。なお、正徳四年から二十六年後の元文四年(一七四〇)当時の加藤(嘉藤)主鈴の禄高は「分限帳 元文四年」(21)に「貳百壺石余」と記されており、正徳四年当時と比べると微増であった。

そして、「加藤家文書」に収められている江戸時代中期の史料を見てみると、加藤(嘉藤)主鈴宛の知行関係史料が六点ある。年代は正徳元年(一七一一)から延享五年(一七四八)とやや広がりがあり、すべてが同一人物かは断定しかねるものの(22)当時の加藤家ほどの程度の知行を持っていたのかを示すものである。次に記す「佐竹義峯黒印状」はそのうちの一つである。これに記される全体合わせての「貳百壺石貳斗六升壺合」という禄高は、「分限帳 元文四年」に記された「貳百壺石余」という数と一致する。仙北郡沖郷村や秋田郡白水沢村を中心に、現在の秋田県域における県央部からやや県南部にかけての土地が加藤主鈴に対し知行地として与えられていたことを示すものと言える。

「佐竹義峯黒印状」(加藤二二)

六ツ成

貳百壺石貳斗六升壺合	加藤主鈴	沖郷村之内
内八拾五石貳斗九升貳合	仙北郡	戸地谷村之内
同四拾壺石八斗七升四合	同郡	沸田村之内
同四石	同郡	駒場村之内
同壺石壺升三合	同郡	板見内村之内
同三斗七升七合	同郡	南檜岡村之内
同壺石壺斗四合	同郡	宮内村之内
同拾三石貳升壺合	同郡	阿気村之内
同拾九石九斗貳升	平鹿郡	白水沢村之内
同貳拾六石壺斗壺升八合	秋田郡	浦横町村之内
同五石五斗四升八合	同郡	泉村之内
同八斗七升貳合	同郡	白水沢村之内
同壺斗四升三合	同郡	戸地谷村之内
同壺石九斗七升九合	仙北郡	
享保十七年子三月十五日	義峯(黒印)	

さらに、「加藤家文書」でたどれる十八世紀中の最後の情報から十九年後の明和四年(一七六七)、加藤主鈴が「大小姓壺番組頭」としての任を命じられていることも確認できる(23)。江戸時代中期の頃は、派手さはないものの藩内で果たすべき役割をこなすことで、

加藤家の立場は安定的なものになっていたことが窺える。

四 江戸時代後期の加藤家について

「加藤家文書」にある、加藤五左衛門を受取人とする史料のうち六点が文政十一年（一八二八）から天保十五年（一八四四）の期間の知行関係史料であり、当時の加藤氏の動向の一端を垣間見ることが出来る。次の史料はそのうちの一つ、「佐竹義厚黒印状」である。

「佐竹義厚黒印状」（加藤五）

六ツ成

百五拾壺石壺斗四升

加藤五左衛門

内拾石

雄勝郡

大館村之内

同拾石

同郡

貝澤村之内

同五拾七石四斗壺合

仙北郡

沖郷村之内

同三斗壺升式合

同郡

南檜岡村之内

同拾石三斗九升七合

同郡

戸地谷村之内

同拾石

同郡

葛川村之内

同拾壺石三斗六升壺合

同郡

飯詰村之内

同式拾六石壺斗壺升八合

秋田郡

白水澤村之内

同五石五斗四升八合

同郡

浦横町村之内

同八石四斗

同郡

飯嶋村之内

同壺石四斗六升

仙北郡 開 戸地谷村之内

同壺斗四升三合

秋田郡 同 白水澤村之内

天保九年戊三月十一日

義厚（黒印）

享保十七年（一七三二）に出された加藤主鈴宛の「佐竹義峯黒印状」と比べると、仙北郡沖郷村や秋田郡白水澤村を中心に知行地が与えられている点が共通点として挙げられる。「佐竹義峯黒印状」には記載のない村の名もいくつか見られるが、加藤家の知行の中心となった村は代々大きく変わってはいないことを示している。この時期は、秋田藩が藩士の系図調査を行わなかった、いわゆる「系図の空白期間」と重なる。文化年間以降幕末まで約六十年間の系図はほとんどないに等しいので、当時の加藤家の動向を確認するためには、こうした史料を地道に見ていくことが求められる。

その期間を補う上で重宝するのが「士族卒明細短冊」である。これは、明治六年（一八七三）時点で秋田県内に在住した士族が、自分・親・祖父の名前や禄高、江戸時代の役職を記して県庁に提出した短冊をまとめたものである。その中で先述の加藤五左衛門の子が記した短冊も、次のとおり収められている。

「士族卒明細短冊 秋田町分 第六号」（24）より

元秋田藩 養祖父 加藤主鈴 亡物頭相勤申候
元高八十六石七升 養父 加藤五左衛門 亡町奉行相勤申候

第一大区二小区築地中町

改正高三十五石

生国羽後 士族 加藤五左衛門(印)

明治六年五十二歳

弘化二年乙巳二月十八日家督被申付候

明治四年辛未十一月二日当縣貫属被 仰付候

明治六年(一八七三)、「士族 加藤五左衛門」が養祖父と養父のことを記したものである。まず、養祖父の加藤主鈴については「亡物頭相勤申候」と記しており、上級家臣とは言えないまでも、佐竹氏のもとで一定の信頼を得て責任ある役割を任されていたと言える。そして、養父の加藤五左衛門は「町奉行」を務めたのである。この「士族卒明細短冊」で「養父 加藤五左衛門」と記されている人物が、先ほど述べた「加藤家文書」の十九世紀前半の知行関係史料にその名が見られる「加藤五左衛門」を指していると言える。幕末に向かう中で、これまで見られなかった「町奉行」という役職に就く人物が現れたことは、加藤家として見ても、確実に昇進していると言える。筆頭家老にも就任し江戸時代末期の秋田藩で行政の最高責任者として尽力した宇都宮孟綱の記した日記に、町奉行加藤五左衛門としての姿や晩年の様子、亡くなった後の出来事など、いくつか記事が散見される。以下、その一部を紹介する。

〔天保十二年十月廿六日の記事〕(25)

一当夏庄内より数多之百姓参候処、御苦柄ニ相成候、為御謝礼町奉行加藤五左衛門・大腰丹治へ銀式枚宛、取次役江は百式百疋、夫より以下各差定在之候

〔天保十三年正月十四日の記事〕(26)

一町奉行加藤五左衛門申聞候、近年御納屋被立置候而甚町家肴町迷惑、殊更湊町迷惑之旨申聞候、いづれ申合候事ニ挨拶致候

〔天保十三年七月廿七日の記事〕(27)

一町奉行加藤五左衛門相招候而、町人共多人数太平山登山致候ニ付、猶又嚴重ニ申渡候様ニと申合候

〔天保十四年五月十六日の記事〕(28)

一先達而御飛脚之節被 仰出候、町奉行加藤五左衛門年齢ニ付駕籠御免之事被 仰出候ニ付、今日手紙才足差出候上同人へ左之通申渡候

年齢ニ付駕籠御免被成下候

〔天保十五年十二月朔日の記事〕(29)

一御用被為聞候ニ付、陰之間へ直々罷出候
右御伺之御用

(中略)

○加藤五左衛門代町奉行岩谷慶治被仰付可然、大腰丹治代新田目転町奉行被仰付可然哉事

〔嘉永五年七月十三日の記事〕⁽³⁰⁾

一五升米備宜満、故加藤五左衛門町奉行勤中相勤候二付、嫡子江

御紋付御時服被下候事〔没後故也〕

「士族卒明細短冊」によれば、「士族」の加藤五左衛門は、弘化二年(一八四五)に家督を相続している。天保十四年(一八四三)の記事はその二年前のことになるが、ここに見られる話は、年齢を理由に移動の際、駕籠を用いることを許されたと解釈できる。旗本や大名の家臣は、基本的には駕籠を常用することはできないが、年齢などを理由に願ひ出て許可されれば期間を限って常用することが可能だった(月切駕籠)。そして、天保十五年十二月朔日の記事の通り、五左衛門は町奉行を辞している。弘化二年二月十八日には家督の相続が行われるので、年齢もしくは体調面で町奉行を続けることが難しい状況になったと推測される。

五 「加藤家文書」と他の家別文書との比較について

当館で公開している史料の中には、「加藤家文書」と同様に秋田

藩士の家やその菩提寺に残され伝えられてきた史料がある。

近年公開したもので言えば、昨年度公開した「今宮家文書」は、県指定文化財の「仙北郡角館絵図」⁽³¹⁾にもその名が見られる松庵寺(今宮家の菩提寺)で所蔵しており、その点数は二三点(二点は非公開)に及ぶ。「今宮家文書」と「加藤家文書」の最大の共通点は「知行充行状」や「知行目録」等、各家の知行関係史料の点数が多いことがあげられる。特に、「今宮家文書」の全二二一点中四十三点⁽³²⁾に対し、「加藤家文書」は全三十二点中十七点と半数以上を占める。また、「鎌田家文書」⁽³³⁾も全二十八点中十点が知行関係史料であり、「加藤家文書」と同様に、知行関係史料が占める割合は大きい。

一方で、知行関係史料が多い以外、「加藤家文書」には大きな特徴がないとも言える。他の十五点の史料には、足軽大将としての責務を有したことを示すもの、大坂の役での戦功が記されたものなど、加藤家の人々が軍事面で一定の役割を有し成果を上げたことを感じさせる史料が少なからず見られる。しかし、点数がそこまで多いわけではないため、軍法に関する史料が多い「金光家文書」⁽³⁴⁾、知行関係史料に加えて二百点以上の絵図や地図、略図などを含む「吉沢家文書」⁽³⁵⁾のように何かしらの大きな特徴があるとは言えない。また、「加藤家文書」には、ある程度の情報を得やすい系図や由緒書などが含まれないため、当館所蔵の系図類だけでたどりきれないとところを簡単には補うことができなかった。今後もこうした

調査・研究を進めていく過程で、系図史料が多くない家については、同様のケースに遭遇する可能性はある。系図以外の史料から少しづつ情報を得ていくことで、系図で埋め切れないところを補っていくことは可能だが、今後の史料調査などを通してさらなる史料の発見が望まれる。

おわりに

ここまで、「加藤家文書」と当館所蔵史料との関連性からわかる秋田藩士加藤家の江戸時代の動向、「加藤家文書」と当館で所蔵・公開する他の家別文書との共通点及び相違点についてまとめた。論拠が拙速なところは多々あったかと思うが、「加藤家文書」と当館所蔵史料とでその内容を互いに補充し合えるところも多々見つかった。そして、そこで得られた情報を基に、加藤家の武士たちが秋田藩の家臣団の一員としてどのような役割を有し、どの程度の知行を与えられていたのか等、確認することができた。佐竹氏が秋田に入部する少し前に仕えるようになった五左衛門とその子主鈴の頃から幕末に町奉行を務めた五左衛門に至るまでの長きに渡り、藩内で代々さまざまな役割を忠実に果たした家だと言える。

論考をまとめ終わるまでを振り返ってみると、「加藤家文書」自体は三十二点と点数が多くはなく、加藤家について専門的にまとめられた刊行物や論考の存在も確認できなかったので、数点の系図類

や「国典類抄」、「宇都宮孟綱日記」などの当館所蔵史料から辿れる情報と「加藤家文書」から得られるわずかな情報を基に論考を進めた。佐竹氏一門であったり、家老などを多数輩出したりというような藩内でも上級家臣にあたる家と比べれば、簡単に多くの情報を得ることはできず、その量も限られたものであった。しかし、少ない情報を地道につなぎ合わせていくことで、秋田入部以前から江戸時代を通しての加藤家の動向をたどることができたので、特定の藩士や武家の調査・研究を進める上での一例にもなったように思う。また、こうしたケースでは、その家に代々伝わってきた家別文書の存在が大変に重要であり、無視することはできないと痛感した。その情報と既存史料の情報を組み合わせることでより真に迫ることができたと感じている。どちらか片方だけではとても論考を進めることはできなかった。そして、今回の事例は当館利用者へのサービース向上という観点からも、当論考の前半で述べた「先祖調べ」などの場合における利用者へのレファレンスに対応する際にも生かせると思われる。

六万八千点以上の古文書を所蔵する当館だが、佐竹氏を中心とする秋田藩政下の「秋田」の研究をさらに深めていく上では、藩の大局がわかる史料だけでなく、「加藤家文書」のように藩士を輩出した家に代々伝わってきた家別文書、肝煎や地域の有力者などの家に残されてきた地域史料もその有力な手がかりとなる。その手がかりに十分になり得る史料とし

て、昨年度の「今宮家文書」に続き、今年度も新たに「加藤家文書」を公開できたことは、本稿の冒頭でも述べた当館で継続中の秋田藩関連史料の調査・研究活動の成果の一端を示せたことにもなる。現在館内で整理作業が進行中の史料も多数あり、そうした史料を今後にも公開し続けていく意味は大きいと考える。その上で、一人でも多くの方に業務内容を含めた当館のこと、そして、史料を後世に残し伝えていくことの意味を知ってもらうため、当館の一職員として何ができるのかを考えながら、引き続きさまざまな史料の調査・研究活動や、当館の普及活動に尽力していきたい。

(古文書班 むらやま じゅんいち)

註

- (1) 「令和元年度事業年報 第二十六号」資料の保存及び公開状況(秋田県公文書館、二〇一九年)
- (2) 村山純一「今宮家文書」(『秋田県公文書館研究紀要』第二十五号、二〇一九年)
- (3) 「令和元年度事業年報 第二十六号」利用状況等(秋田県公文書館、二〇一九年)
- (4) 加藤昌宏「元禄家伝文書に関する一考察」(『秋田県公文書館研究紀要』第六号、二〇〇二年)
- (5) 平田有宏「藩制後期・秋田藩家臣団の系図に関する覚書―いわゆ

る「文化年間等提出系図」を中心に―」(『秋田県公文書館研究紀要』第八号、二〇〇二年)

- (6) 煙山英俊「研究ノート 浦城三浦氏について―当館所蔵系図史料を中心に―」(『秋田県公文書館研究紀要』第二十四号、二〇一八年)
- (7) 当館で所蔵する系図類をまとめ、平成十三年三月に『系図目録Ⅰ』、平成十四年三月に『系図目録Ⅱ』を刊行した。前者では系図類三、六五九点及び「諸士系図」等に収録された一、二七五家を、後者では系図類一、八三一点を収録している。その中には、先祖から伝わる血縁関係を線で繋いで書いた縦系図・横系図だけではなく、由緒書・伝来文書・関連史料も含まれる。
- (8) 「結城秀康知行充行状」(加藤一六)

結城領之内知行分事

合式百石者 上河嶋

下河嶋

右領知宛行之者也

仍如件

天正式拾年

二月九日 (花押)

加藤五左衛門とのへ

- (9) 「諸士系図 加部」(A二八八、二一五九〇―七)の加藤氏(藤原姓加藤氏)の七家のうち最も「加藤家文書」と関わりが深いと思われた加藤家の系図は、七家の一番最後に記載があった。それ

以外の六家は、それぞれ次の人物を家祖として記されていた。

①忠景 多右衛門

其先最上義光家臣ナリ流浪シテ秋田ニ来 天英公ニ仕
フ慶長十九年撰州大坂ノ役ニ従フ十一月二十六日今福
ニ於テ梅津半右衛門憲忠下知シテ片岡又左衛門常光ト
同ク鑊炮ヲ発タシム因テ柵中ノ敵敗走ス凱旋ノ後采地
八十石ヲ賜フ元和九年六月十一日卒ス四十三歳道号鉄
山法名淨白

②某 長五郎 次郎右衛門

法名雲清

其先参州岡崎人也故アツテ流離羽州秋田郡久保田郷ニ
住ス

③景著 筑前

其先最上氏ニ仕フ最上滅亡ノ後流離ス

④正景 弥助

其先最上義光家臣ナリ最上氏滅亡ノ後流離ス

⑤清興 右馬允

初常州東野ニ住ス文禄四年茂木ニ移ル慶長九年羽州秋
田ニ来采地ヲ賜フ子孫世々平鹿郡横手ニ住ス

⑥某 門右衛門

六月「年号不知」二十二日卒ス

(10) 「秋田藩家蔵文書 四十四 城下諸士文書卷五」(A二八〇―六九

―四四)

(11) 「加藤氏系図」(A二八八・二―一五九〇)

(12) 「国典類抄 前篇 軍部十一」(AS二〇九―一七一―一一)

〔慶長十九年十一月廿六日の記事〕

一未之刻城中より敵多勢ニテ衝出候付先手之者引退候砌踏留
戦死致候者とも渋江内膳其外小野崎源左衛門高垣兵右衛門
町田小左衛門白土嘉右衛門小田部五郎右衛門中村信濃塙治
部左衛門宇佐美三十郎此外内膳家人戸祭十兵衛来栖修理介
鈴木正左衛門黒川伝右衛門浜野平左衛門駒野目六兵衛以上
拾五人也敵勝ニ乗進参候処踏留鎧を合候者とも戸村十太夫
始大塚九郎兵衛信太内蔵介右三人ニ被衝返敵又致敗北候於
是十太夫一ヶ処手を負候此時致高名候ハ七人首一加藤主鈴
撃取之首一高屋五左衛門撃取之首一滑川八右衛門小室内匠
相撃首一吉成弥右衛門撃取之首一小助川正左衛門撃取之首
一高橋源太左衛門撃取之首一大和田源左衛門撃取之候也
(13) 註 (12) に対し、「大坂御陣佐竹右京大夫義宣午ニ而論合之次
第」(加藤二一)では、次のとおり記されている。

未之刻城中より敵多勢ニ而撲出先手之者共人数をあげ候時
渋江内膳を始其外小野崎源左衛門高柿兵右衛門町田小左衛
門白土嘉右衛門小田部五郎右衛門中村信濃塙治部左衛門宇
佐見三十郎内膳家人戸祭十兵衛来栖修理鈴木正左衛門黒川
伝右衛門浜野平左衛門駒野目六兵衛と申者踏留り致射死候

此時戸村十太夫大塚九郎兵衛信太内蔵助と申者踏留り鐘を合十大夫ハ一ヶ所被鐘疵候其外加藤主鈴高屋五左衛門滑川八右衛門吉成弥右衛門小介川正左衛門高橋源太左衛門大和田源左衛門と申者右首老つ宛射取申候

(14) 以下のような記述が見られる。ここでは三カ所を挙げる。

「国典類抄 前篇 嘉部六十七」(AS二〇九—一七五—六七)

〔寛永元年十一月廿七日の記事〕

一 明後廿九日虻川江 御移被成置候由就之鷹持衆明後日虻

川江可参由石塚源一郎殿小野右衛門殿小野四郎殿小場源

左衛門殿洪江内膳殿勢子奉行川井角助加藤主鈴信太第八

大山孫左衛門右指南之足輕召連明後日大久保迄可参由

「国典類抄 前篇 嘉部五十」(AS二〇九—一七五—五〇)

〔寛永六年九月廿七日の記事〕

一 窪田より真崎彦六小田野彦三郎加藤主鈴指南之足輕召連

勢子為御用被遣候

「国典類抄 前篇 軍部一」(AS二〇九—一七一—一)

〔寛永六年十月十四日の記事〕

一 檜山ニ而新屋敷御足輕ニ渡申候寛拾間福原彦太夫指南入

川西本屋敷之次十四間大山孫左衛門指南入川東本屋敷南

六拾間加藤主鈴指南御北御東之裏町四拾間川井角助指南

根本掃部助指南之足輕(中略)小野崎多郎左衛門指南か

たはら町百姓町つきぬきまで

(15) 「加藤主鈴届書」(AS二八八・三一—一〇五)

(16) 「嘉藤主鈴足輕指南書付」(加藤六)

(17) 「佐竹山城義寛覚書」(加藤三一)

(18) 『秋田県史 資料 近世編 上』(秋田県、一九六三年)

(19) 「正徳四年七月 御国中分限帳」(A三一七—三)

(20) 「国典類抄 前篇 凶部二十三」(AS二〇九—一六九—二三)

〔正徳四年六月十七日の記事〕

一 岩城栄二郎様御卒去「当月二日御病死也」ニ付而伊予守様

江御悔被仰遣候御使者大番組頭加藤主鈴今日直々部屋ニ

而十太夫殿被仰渡明後十九日ニ参候様ニ被仰渡候

(21) 「分限帳 元文四年」(A三一七—八八)

(22) 「諸士系図 加部」(A二八八・二—五九〇—七)と「加藤氏系

図」(A二八八・二—一五九〇)のいずれも、主鈴(久家)以降の

ことが系図には書かれていない。後者は、宝永三年(一七〇六)

に加藤主鈴(久家)が記したものだ、主鈴がいつ頃亡くなった

のかわからないため、「加藤家文書」の史料六(資料番号…加

藤二—二六)の受取人「加藤(嘉藤)主鈴」を同一人物と断定す

ることはできない(同一人物の可能性もあるが)。

(23) 「国典類抄 後篇 嘉部五十五」(AS二〇九—一七六—五五)

〔明和四年九月晦日の記事〕

一 加藤主鈴大小姓老番組頭今日被 仰付候

(24) 「士族卒明細短冊 秋田町分 第六号」(九三〇—一〇三—一一

- (25) 「宇都宮孟綱日記 二」(AS三一—四五—二)
- (26) 「宇都宮孟綱日記 四」(AS三一—四五—四)
- (27) 「宇都宮孟綱日記 八」(AS三一—四五—八)
- (28) 「宇都宮孟綱日記 十三」(AS三一—四五—一三)
- (29) 「宇都宮孟綱日記 十九」(AS三一—四五—一九)
- (30) 「宇都宮孟綱日記 五十二」(AS三一—四五—五二)
- (31) 「仙北郡角館絵図」(県C—九五)は享保十三年(二七二八)の作成。昭和六十三年三月十五日付けで県指定有形文化財に指定。
- (32) 村山純一「今宮家文書」『秋田県公文書館研究紀要』第二十五号、二〇一九年)の「三」「今宮家文書」について、二三一点の史料を種別ごとに大まかに分けた点数をそれぞれ次のとおり示した。
 - 系図・家譜・事蹟など・・・七十三点
 - 知行関係・・・四十三点
 - 書状・書簡など・・・四十点
 - 武術・兵法など・・・十六点
 - 一字証文・・・十二点
 - 宗教関係・・・十二点
 - 儀礼関係・・・十一點
 - 文化的活動・・・九点
 - 藩政関係・・・三点

○経済活動・・・二点
 ○その他・・・十点

- (33) 秋田藩士鎌田家に伝来した文書。「藤原姓鎌田氏系図」(鎌田九)、「御朱印 雄勝郡貝沢村」(鎌田一七—一九)など全二十八点。知行(代知)関係史料のうち、「御判紙 鎌田道鉄宛」(鎌田一七—一)と「御判紙 鎌田庸徳宛」(鎌田一七—三)には、それぞれ当時の藩主佐竹義峯、佐竹義和の黒印が押されている。
- (34) 秋田藩士で、軍学に関わった金光家の文書。全一一二点のうち、「楠流軍法極秘巻」(金光二七)、「軍礼 馬具」(金光五五)、「柳生流免目録」(金光一〇九)など、兵法や武術に関する史料が多く収められている。
- (35) 秋田藩士で横手給人の吉沢家に伝来した文書。全一、〇七八点。知行関係史料としては写の五点を含め二十九点ある「御金蔵御朱印」などがある。絵図や地図、略図などは「秋田六郡絵図」(吉沢三四八)、「秋田県地図」(吉沢三八八)、「仙北・平鹿・雄勝・由利・庄内略図」(吉沢八〇二)など二百点以上を収録する。

秋田県公文書館における歴史資料の利用促進に向けて

一 関 修 二

はじめに

国文学研究資料館（以下、国文研）主催の二〇一九年度アーカイブズカレッジ（史料管理学研修会）短期コース（以下、カレッジ）に参加し、研修させていただく機会を得た。受講にあたり、要項の趣旨には「近年、我が国でもアーカイブズの重要性に対する認識が高まり、文書館・資料館等の史料保存利用機関が増加するとともに、これらの機関においてアーカイブズの保存と利用サービス等の業務を担うアーキビスト（記録史料専門職員）の養成が急務となつてきています。」⁽¹⁾とあり、現在の勤務地である秋田県公文書館（以下、

当館）における日常業務の課題発見の機会とすることを期して受講した。私が日常業務で関わる機会が多い普及活動については、平成二十一年制定の公文書管理法において、「展示その他の方法により積極的に一般の利用に供する」ことが定められたことにより、積極的に利用促進策を講じることが求められたとともに、その重要度が増

したといえる⁽²⁾。当館の研究紀要において太田研氏は、普及活動の現状と課題について、講座を中心とした試みを多方面から具体的に論じており、今回の分析の方向性として共通したものがある⁽³⁾。今回のカレッジでの様々な講義で学ばせていただいたことを踏まえ、当館の現状と課題について論じたい。

一 秋田県公文書館の概要

当館は平成五年に「歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供する」⁽⁴⁾ことを目的として設置され、「歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録の保存、利用及び調査研究並びに永年保存文書等の保存に関する事務を行う」⁽⁵⁾と設置目的が示されている。この目的を踏まえて行われる業務内容は大きく分けて「収集・整理・保存」「調査・研究」「閲覧・利用」「普及活動」である⁽⁶⁾。また、公文書班と古文書班の二班体制で構成されて

おり、班ごとの業務内容は、公文書班では「公文書等の受入れ、評価選別、整理・保存」「公文書等の点検・公開、閲覧利用」「公文書等の調査研究、普及活動」、古文書班では「古文書の整理・保存」「古文書の閲覧利用」「古文書の調査研究・普及活動」「翻刻資料の校正・刊行」である。これらの業務に関して私が所属している古文書班は、正規職員四名と臨時及び非常勤職員二名、古文書に精通した嘱託職員三名で担当している。

二 当館における利用と普及の現状

今回のカレッジにおいて加藤聖文氏は、アーカイブズの強みや売りになることを考え、魅力を感じて利用してもらおうと述べられていた。また、今帰仁村歴史文化センターでの原本展示の意図について、自分に関連があることを生で見られることにより、貴重な存在ではなく身近なものとしてとらえることに意義があると考えてもらうことができれば、ということを描かれていた⁽⁷⁾。このような普及のあり方も踏まえ、当館での利用の現状について古文書班を中心に事例を挙げてみる。

1 利用状況について（表1）

年間の利用者数は九千人程度であるが、企画展や県政映画上映会等が約六千人で全体の約七十％に及ぶ。企画展は来館者にとって原

<表1> 秋田県公文書館の利用状況（年度別）

1. 開館日数及び利用者数の推移

※R1年度は11月末日までのデータ

年度	開館日数	閲覧室利用者数						講座・展示・会議等参加者数					利用相談者数		
		資料請求者数				その他利用者	閲覧室利用者計	各種講座	企画展普及展覧会	館主催会議	講座・展示・会議計	公文書	古文書	利用相談計	
		公文書	古文書	両方	計										
H27	332	7,331	232	420	54	706	1,027	1,733	627	4,670	22	5,297	47	9	56
H28	329	7,032	190	467	53	710	889	1,599	586	4,595	22	5,203	75	5	80
H29	328	9,013	188	439	57	684	1,254	1,938	356	6,202	20	6,578	115	180	295
H30	321	9,288	224	407	72	703	1,719	2,422	456	5,746	33	6,235	170	242	412
R01	205	7,260	137	283	39	459	1,285	1,744	441	4,665	29	5,135	90	210	300

2. 一般利用者の資料利用点数及び資料の複写・撮影数の推移

年度	資料利用点数			資料の複写・撮影・マイクロフィルムの枚（コマ）数											
	公文書	古文書	計	写真撮影			電子複写			マイクロフィルム			複写撮影枚数合計		
				公文書	古文書	計	公文書	古文書	計	公文書	古文書	計	公文書	古文書	計
H27	3,313	4,746	8,059	26,439	55,823	82,262	1,635	6,077	7,712				28,074	61,900	89,974
H28	1,635	3,486	5,121	11,613	48,416	60,029	2,745	10,844	13,589				14,358	59,260	73,618
H29	1,726	3,326	5,052	77,490	50,196	127,686	714	9,930	10,644				78,204	60,126	138,330
H30	1,779	3,198	4,977	63,712	38,815	102,527	1,695	7,001	8,696				65,407	45,816	111,223
R01	980	3,056	4,036	14,511	36,248	50,759	1,106	5,388	6,494				15,617	41,636	57,253

本資料を身近で見ることができ、貴重な機会であり、当館行事の中でも特に重要な行事である。続いて、閲覧室の利用者数が二千人程度であるのに対して、資料利用点数は約五千点である。しかし、当館の閲覧室には、自由に利用できる複製本を多数配架している他⁽⁸⁾、大画面での絵図検索データベースも設置しているため、実質の資料利用点数はもつと多いと考えられる。注目すべき点は利用相談者の数である。平成二十八年度までは百名に達しない状況であったが、平成二十九年度以降、増加傾向にある。利用者のニーズや当館への要望などに対して直接触れる機会が増加しており、これらの中に課題がみえる可能性が高いのではないだろうか。

2 各種講座について(表2)

今年度は、計八回(前半四回が初級者向け、後半四回が中・上級者向け)の古文書解読講座と、同時期に開催している企画展に合わせたテーマで二回の歴史講座を開催した。いずれも、出席者の割合は六十代以上が九十五%程度、開催を知った経緯は館内ポスターが一番多かった。当館のツイッターは利用者も多いのだが、こちらからは残念ながら一人もいなかった。また、受講経験に関しては解読講座は七十%以上がリピーターであるのに対し、歴史講座に関しては四十%以上が初めての参加であった。ここに、解読講座と歴史講座の受講者のニーズの差異があると感じられる。解読講座初級者向けのアンケート記述において、災害など当時の民衆の生活について触れたことで高い関心を持ち、解読の理解にもつながったという内容が多かった。歴史講座では、絵図が多いこと、気軽に参加できること、現在と過去とを照らし合わせやすいなどの意見が見られた。今まで当館の利用機会がなかった方々にとっては、来館のきっかけづくりが重要であり、そのヒントがこれらのアンケート記述にあると考えている。

<表2>

令和元年度 公文書館講座 「古文書解読講座」 アンケート集計結果

申込人数: 368人 → 出席人数: 308人 (出席率: 83.7%)	回答人数 (延べ)	第1回・第2回 36	第3回・第4回 41	第5回・第6回 31	第7回・第8回 34	計 142	
Q1: 居住地について	秋田市	他	計	(他の内訳: ... 大仙市8人、能代市7人、由利本荘市5人、男鹿市5人、大館市4人、にかほ市4人、奥平村4人、美郷町2人、三種町2人、湯上市1人、仙台市1人)			
人数	62	44	106				
%	58.5%	41.5%	100.0%				
Q2: 年代について	30代以下	40代	50代	60代	70代以上	計	
人数	0	3	2	49	54	108	
%	0.0%	2.8%	1.9%	45.4%	50.0%	100.0%	
Q3: 来館の交通手段について	徒歩	自転車	自家用車	公共交通機関	他	計	
人数	6	9	82	13	2	112	
%	5.4%	8.0%	73.2%	11.6%	1.8%	100.0%	
(他の内訳: ... 他者の車に同乗)							
Q4: 受講経験について	初めて	2回目	他	計	(他の内訳: ... 3回-14人、6回-9人、5回-3人、4回-2人)		
人数	28	30	49	107			
%	26.2%	28.0%	45.8%	100.0%			
Q5: 開催を知った経緯について	新聞	館内ポスター	ホームページ	市町村広報	知人の紹介	その他	計
人数	5	44	24	11	14	16	114
%	4.4%	38.6%	21.1%	9.6%	12.3%	14.0%	100.0%
(他の内訳: ... 大仙市図書館ポスター、パンフレット(角館)、公文書会報、図書館チラシ、生涯学習、チラシ、図書館に来た際に紹介された、公文書館、館内チラシ)							
Q6: 申込み方法について	来館	FAX	電話	メール	郵送	計	
人数	37	12	51	7	0	107	
%	34.6%	11.2%	47.7%	6.5%	0.0%	100.0%	

令和元年度 公文書館講座 「歴史講座」 アンケート集計結果

申込人数: 81人 → 出席人数: 71人 (出席率: 87.7%)	回答人数 (延べ)	第1回 25	第2回 40	計 65				
Q1: 居住地について	秋田市	他	計	(他の内訳: ... 由利本荘市2、横手市1、湯沢市1、男鹿市1、湯上市1、美郷町1、五城目町1、三種町1、井川町1)				
人数	51	10	61					
%	83.6%	16.4%	100.0%					
Q2: 年代について	30代以下	40代	50代	60代	70代以上	計		
人数	1	1	2	21	37	62		
%	1.6%	1.6%	3.2%	33.9%	59.7%	100.0%		
Q3: 来館の交通手段について	徒歩	自転車	自家用車	公共交通機関	他	計		
人数	8	12	33	8	0	61		
%	13.1%	19.7%	54.1%	13.1%	0.0%	100.0%		
Q4: 受講経験について	初めて	2回目	他	計	(他の内訳: ... 3回-4、4回-4、5回-2、6回-1、3回以上で回数回答なし-11)			
人数	26	15	22	63				
%	41.3%	23.8%	34.9%	100.0%				
Q5: 開催を知った経緯について	新聞	館内ポスター	ホームページ	ツイッター	市町村広報	知人の紹介	その他	計
人数	4	47	5	0	2	1	5	64
%	6.3%	73.4%	7.8%	0.0%	3.1%	1.6%	7.8%	100.0%
(他の内訳: ... 図書館のチラシ2、館内のチラシ3)								
Q6: 申込み方法について	来館	FAX	電話	メール	郵送	計		
人数	36	9	15	4	0	64		
%	56.3%	14.1%	23.4%	6.3%	0.0%	100.0%		

<表3> 過去3年間の当館企画展状況

	開催日数	来場者数[人数]	(1日平均)	パノフレット配布[部数]	(1日平均)	
H29	前期	33	3086	93.5	465	16.0
	後期	30	2980	99.3	608	20.3
	計	63	6066	96.3	1073	17.0
H30	前期	29	3136	108.1	475	16.4
	後期	31	2461	79.4	332	10.7
	計	60	5597	93.3	807	13.5
R01	前期	23	2800	121.7	387	16.8
	後期	19	2095	110.3	416	21.9
	計	42	4895	116.5	803	19.1

※R1年度後期は11月12日から12月3日まで。<表1>の人数は11月末までの数値。

3 企画展について(表3)

企画展は年二回開催している。前述の通り、当館の利用者数全体のうち企画展及び県政映画上映会等の参加者が全体の約七十%に及ぶ重要な普及活動である。今年度のテーマは前期が「海と川と湖と」、後期が「秋田県の城下町」であり、比較的日常生活に密着したテーマだったことから盛況であった。特に今回の後期展示では、秋田県指定有形文化財の「外町屋敷間敷絵図」の原本を展示しており、食い入るように入入っている来場者が多かった。前後期とも展示資料の約半数を原本展示することで来場者の関心を高めることにつなが

っている。また、別の側面から考えると、カレッジの青木睦氏と金山正子氏の講義にあつたように、原本展示により資料の保存状態を確認することにもつながり、「保存」と「利用」の両輪を踏まえた普及活動ができる⁽⁹⁾。今年度の入場者数に関しては、会場の都合により例年より三割程度日数が少なかつたが、一日平均の来場者数で見ると増加した理由の一つが広報であると考えている。地元テレビ局二社の取材により企画展紹介のニュース映像が放映され、地元紙による新聞掲載もあつたこ

とが、通常の広報に加えた効果があつたと考えている。また、同時期の広報紙「古文書倶楽部」においても関連記事を扱った記事を掲載している。このような定期的な活動を利用した広報も有効である。普段から当館を利用していただいている方々に加えて、普段は足を運ばない利用者を取り込むには広報の工夫も必要であると考えている。

4 出版・掲載・放映等への利用申請について(表4、表5)

当館では古文書班のみで例年五十数件の申請がある。表4のとおり全体の半数程度が県外からの申請である。表5も合わせて見ると、出版社の所在が多い東京都以外では、茨城県および栃木県からの申請が多い。利用項目も多岐にわたり、資料の閲覧複写申請に関しても両県の利用者は多く見られる。これは、秋田藩主であつた佐竹氏が常陸国を旧領地としていたことや、秋田への入部以降にも下野国に領地を持つていたことなどから、両県を中心として佐竹氏関係の研究や展示などに多く利用していただいている。茨城県常陸大宮市文書館の高村恵美氏の講演での話題であるが、毎年開催している歴史講演会「文書館カレッジ」において、佐竹氏関連のテーマが多く開催されており、常に好評を得る鉄板ネタとのことであつた⁽¹⁰⁾。このように、県内に限定せず、当館資料に利用価値があると感じている利用者が存在することも実情である。

<表4> 出版・掲載・放映等の利用申請者（都道府県別）

	県内	県外	岩手	宮城	山形	福島	茨城	栃木	東京	千葉	埼玉	神奈川	山梨	静岡	石川	福井	大阪	京都	奈良	山口	香川	佐賀	鹿児島	計
H29	33	20			1		1	2	8		4		1			1			1			1		53
H30	28	26		1	1	1	5	2	7		1			1	1		1	2		1		1	1	54
R01	21	21	2			1	1	2	9	1	1	1			1							2		42
合計(点)	82	67	2	1	2	2	7	6	24	1	6	1	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2	1	149
割合(%)	55.0	45.0	3.0	1.5	3.0	3.0	10.4	9.0	35.8	1.5	9.0	1.5	1.5	1.5	3.0	1.5	1.5	3.0	1.5	1.5	3.0	3.0	1.5	100

<表5> 出版・掲載・放映等の利用申請者（項目別）

※R1年度は、11月末現在まで

	1. 出版物	2. 郷土史研究	3. 展示	4. 放送	5. 自治体刊行物	6. 講演会・講座	7. 論文・調査	8. 広報	9. その他	計
H29	13	5	11	4	4	5	7	1	3	53
H30	15	1	11	7	4	6	7	1	2	54
R01	16	6	6	5	3	2	2	1	1	42
合計(点)	44	12	28	16	11	13	16	3	6	149
割合(%)	29.5	8.1	18.8	10.7	7.4	8.7	10.7	2.0	4.0	100

※その他（高校の生徒会誌、高校の図書館報、省庁の特設HP、友人への熨斗紙、HPでの翻刻講座、文化遺産オンライン）

県外からの申請

年度	1. 出版物	2. 郷土史研究	3. 展示	4. 放送	5. 自治体刊行物	6. 講演会・講座	7. 論文・調査	8. 広報	9. その他
H29	栃木県 東京都5 奈良県	山形県	茨城県 埼玉県 東京都2 佐賀県	東京都			栃木県 埼玉県2 山梨県 福井県		埼玉県
H30	茨城県3 栃木県2 埼玉県 東京都3		宮城県 佐賀県 鹿児島県	東京都 大阪府	山形県 福島県 茨城県 山口県	東京都	茨城県 東京都 石川県 静岡県 京都府2 千葉県		東京都
R01	東京都5 神奈川県 石川県	岩手県2 東京都	栃木県 埼玉県	東京都3 香川県2	福島県 茨城県 栃木県				

5 所蔵資料について

平成三十年度末現在で、当館では公文書七万二、七四四点、行政文書二万七九八五点、古文書六万八、五三三点を所蔵している。そのうち、古文書に関しては、原資料が六万二八六九点、マイクロ収集資料が五六六四点である。古文書資料の開館時受入資料として四十三資料群（寄託資料含む）、寄贈・購入資料として二十六資料群、寄託資料が四資料群、マイクロ収集資料が十三資料群ある。この他に、未整理資料として四資料群ある⁽¹⁾。未整理資料を除き、所蔵の資料に関しては一般利用が可能であり、これらの資料を利用する際の検索方法として、目録（冊子、ファイル）、館内検索データベース、館内絵図検索データベース、インターネットでのデジタルアーカイブ、公式ウェブサイトからの目録のダウンロードなどがある。そのため、来館しなくても検索できる環境は整っている。また、デジタルアーカイブは、図書館や博物館など県立の七施設で連携しているため、施設を横断して検索することも可能である。また、当館の特徴として県立図書館と併設されていることから、相互の情報共有により、単独の施設以上の効果も見込める面もある。これらのことから考えると、資料の利用や検索については多様な利用者層に対応できる環境にあると考えている。

三 利用促進における課題と方策

当館の利用状況を踏まえ、今後の利用促進に向けた課題と方策を利用者のニーズと層の拡大について焦点を絞って考えてみる。

1 利用者のニーズの傾向と利用促進に向けて

公文書館の普及活動に関して柴田知彰氏は、「本来的業務」と位置付けて、その重要性について述べている。そして、当館や北海道立文書館、柳川古文書館などの展示の実例をあげて普及活動の対象者層の分析を行い、普及活動における目的を「理解者層拡大」と「利用者層拡大」の二つに設定した論理を展開している⁽¹²⁾。展示や講座の対象者設定を、普段利用していなかったり公文書館の存在そのものを知らない「理解者層」にするか、歴史愛好者などの比較的関心の高い「利用者層」にするかで実施内容もそれに応じて設定する必要があるとしている。また利用者層にも研究者や愛好家などの専門性が高い層と、歴史に興味がある初歩的な層があり、設定内容によっては利用の定着を図ることもできる。柴田氏は展示における普及効果について、利用者層だけではなく初歩的な利用者層に対して、マスコミなどによる広報なども効果的に行うことにより、地域の潜在的利用者層の掘り起こしも可能であると述べている。この点に関して、当館の事例として第二節の第3項において、企画展における広報の効果ということで前述し

ている。

各種講座のアンケートについては前述のとおりであるが、利用者のニーズとして、災害や日常生活についての関心が高く、視覚に訴えられる絵図が取りかかり易いという傾向がある。各種講座への参加の意図にもよるが、講座が次への利用につながり、利用者の裾野を広げるための重要な要素だと感じる。今年度の歴史講座は同時期に開催していた企画展テーマに関連させて実施しており、企画展と講座の相乗効果により、資料に触れる機会を増やすことも期待できる。これらは柴田氏の言葉を使うと、理解者層拡大と初歩的な利用者層の拡大および定着という目的設定であるといえる。

また、企画展において城下絵図内の文字が小さくて見えにくいという観覧者の声を受けて、「展示中の絵図は、当館閲覧室の絵図モニターで拡大画像をご覧いただけます。」と書いた展示室での掲示を追加した。その後、実際に展示室から閲覧室に移動して利用する方もいた。こちらは目的というよりも、様々な利用者層からの要望に対して随時対応する柔軟な姿勢の必要性を示している事例である。

続いて当館の広報紙である「古文書倶楽部」の掲載記事から考えてみる。ちなみに、発行後のアンケート調査などを行っていないことから、具体的な数値としてのデータは採れないため、どれくらいの反響があるかについては推測になる。既に発行されている九十三号までの掲載記事から掲載回数が多い項目を事項別に挙げると、先祖調べ、事件や出来事、行事、食、ドラマ、災害、

寺社や公園、産業などである。これらの記事に関しては、現在の生活との接点がある内容や、著名な人物や出来事に関する内容が多い。前述のアンケート結果等と関連付けて考えると、自分との関わりを感じることや、既知の事例に対してより高い関心をもつてもらいたいことができると考えられる。実例として、掲載記事に登場した二名の著名な歴史上の人物の事件を読み、さらに関係を掘り下げて調べたいと考え、当館の資料を利用しに来た来館者もいる。このように、広報が利用につながる手立てとして広報紙が一役買っている例もある。

ところで、カレッジでの太田氏による「民間アーカイブズ・コントロール論」の中で、住民は「生活」に直結した資料には興味を示す傾向にあるので、資料を整理しながら地域の「生活」に関わるものを探すことで民間アーカイブズに関心を持つ、と指摘されていた。そして、アーカイブズの調査・保存の説明を兼ねたワークショップや、SNSでの発信などにより「生活」の歴史からアーカイブズへつなげられることが地域持続になるとしている⁽¹³⁾。当館では未調査ではあるが、平成に学校統合した県立学校の倉庫に、設立が明治期の学校の資料が整理されなまま置かれている例がある。今後調査予定であるが、これらの資料の存在を地域に伝達することで、地元生活に密着した地域の歴史に触れてもらう機会も設けられる。本稿での講座における利用者の関心の話題と、民間アーカイブズの話をつなげるのは、少し飛躍しすぎかもしれないが、住民が身近に感

じる生活資料などをきっかけにして、その後の当館利用や地域の歴史や資料への関心・保存にもつながる可能性があると考えている。これらの保存や調査という業務も、結果として、前述の理解者層拡大や利用者層拡大という普及活動につながっていくのではないだろうか。

2 利用者の立場からみる方策と課題

市民の立場を踏まえた普及活動の在り方について井上麻依子氏は、埼玉県文書館を例にして普及活動を三つの段階に分けて考察している⁽¹⁴⁾。第一段階では「文書館を知らない人への情報発信」、第二段階では「来館者の文書館理解を深める」、第三段階では「更なる利用へ」として、それぞれでの課題を検証した。その検証を通じて、第一段階と第二段階の目的を完遂することで「文書館思想を広める」ことは可能であるとしている。また、図書館や博物館と比較して認知度が低い現状においては、市民が受け入れやすい形で地道に努力していくことで、少しずつ浸透していく可能性も示唆している。

井上氏による第一段階については前項にて述べたとおりであるので、第二段階と第三段階に関連する内容について当館の現状から考えてみたい。当館の利用者からの声を直接反映していると考えられる利用相談の件である。当館でのレファレンスに関しては、県外からの問い合わせが全体の四十二%になる(令和元年度十一月末現在、

全二二二件中九十四件)。また、県内外合わせての相談内容として、当館所蔵資料についてが三十三・八%と一番多く、続いて系図・先祖調べについてが十九・八%と全体の二割を占めている。続いて多かったのが絵図関係で十二・六%であった⁽¹⁵⁾。先祖調べに関しては開館当初から利用頻度は高く、系図関係の資料⁽¹⁶⁾を利用する来館者が多い。過去には利用者の利便性を高めるために、広報紙「古文書倶楽部」において「先祖調べから歴史学へ」と題して先祖調べの方法について紹介している⁽¹⁷⁾。これは現在の先祖調べにおいてもマニュアル的に活用されており、かなり利用価値の高い記事である。利用者のニーズに合わせて、定期的に刊行している広報紙を活用した好事例と言える。また、これらの広報紙などは、当館のウェブサイトにツイッターなどでも紹介しているため、県外の利用者に対しても便宜が図られている。

また、当館での資料を効率的に利用するための常設の資料検索方法については前述のとおり数種類あり、ある程度の環境は整っている。しかし、以前、柴田美保氏は当館の明治以降の秋田県庁文書群の目録作成について、「利用者への検索手段を提供するため、文書群の構造分析を進める必要がある」と述べ、当館資料における階層構造に基づくデータベース化と目録刊行への取り組みと実践例について論じている⁽¹⁸⁾が、現在のパソコンによる検索データベースに関しては、階層構造でのアイテムレベルでのキーワード検索までは可能なのが現状である。これに加えてファイルやシリーズ、フオンドレ

ベルでの検索も可能になれば、さらに利便性は高まると感じている。資料名を知っている場合は問題ないのであるが、資料名を知らないことにより、内容が一致しているのに関連した内容の資料を探し当てることができないということ、少しでも減らせる可能性が出てくる。そういった点から国文研の検索システムでの横断検索などを参考に、今後更なる改善の余地はある。しかし、当館の古文書を含めた資料を網羅するには、構造分析を行う人員不足や時間などの確保の面から簡単な作業ではないが、今後の課題として段階的に考えていきたい。

このように、文書館においてどのようなことができて、何が利用できるのかということ、来館者に理解してもらい、当館に対する価値や魅力を見つけてもらうことで、更なる利用につなげていくことができるかと考えている。これが今後も継続して取り組むべき課題である。

おわりに

当館館長が常日頃、口にしてるのが「職員目録ではなく」利用者目録」という言葉である。普及活動の事業内容や広報の仕方に関して、利用者のニーズがどこにあるのかを考え、多様な年齢層や目的の違いがあることを考慮した、全体像をとらえた対応が必要である。来館者への多様な対応が必要であるとともに、村山純一氏が研

究紀要の中で普及活動におけるSNSの積極的な活用について言及し、その効果について述べている⁽¹⁹⁾ように、ツイッターなどの広報やウェブサイトの活用も効果的である。これは、県外からの需要も高い当館にとって有用性の高い手段である。

また、今回のカレッジにおいて印象に残っているのが、地元の東稜高校図書委員会から受講者に配布された「東稜高校アーカイブズ」という活動紹介のチラシである。学校現場におけるアーカイブズの裾野が広がる非常に貴重な事例であり、公文書施設と学校現場との連携の可能性を持つ内容であった。当館でも、中学生の研究発表に当館所蔵の絵図を利用していただいている例がある。このように、中高生への教育活動における機会を増やすことも、利用者層を拡大するという意味において有効であろう。

前述の井上氏は、埼玉県立文書館における種々の普及活動を例にして文書館像の変化について言及し、市民にとっての文書館とは「地域の情報センター」であり、「生涯学習施設」の役割もあると述べている⁽²⁰⁾。生涯学習的な要素を持つ講座や展示等が、公文書館への来館者数の上で軽視できない現状であり、公文書館の役割としての「利用」や「普及活動」の在り方を考える際には意識するべき論考であると感じている。利用者の層の違いにより、専門的な利用者層には利便性の高い資料検索などでの閲覧で利用する価値を感じてもらい、一般市民や初歩的な利用者層には生涯学習的な要素で利用する価値や魅力を感じてもらいたい。そのためには、やはり目的を持った普

及活動が重要になってくるだろう。

話題提供や報告書のような内容になってしまったが、公文書館職員として、日常の業務への目的と課題について多くの側面から考えさせられた。保存している資料を利用に供するため、利用者目線で、いかに公文書館の役割を認知してもらい、いかに利用していただくかを考えていく必要がある。そのためにも、常に利用者のニーズにアンテナをはり、公文書館としての役割や魅力を発信し、当館を利用する来館者層の裾野を広げて継続して利用していただくように、利用促進を図っていきたい。

(古文書班 いちのせき しゅうじ)

※本稿は国文学研究資料館主催の二〇一九年度アーカイブズ・カレッジ短期コースの修了論文に加筆修正したものである。

註

- (1) 二〇一九年度アーカイブズカレッジ(史料管理学研究会)要項
- (2) 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年七月一日制定)

「第二十三条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等(第十六条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならぬ。」

- (3) 太田研「秋田県公文書館における普及活動の現状と課題と公文書館講座の試みを通して」(『秋田県公文書館研究紀要』第十七号、二〇一〇年)
- (4) 秋田県公文書館条例(公布 平成五年三月三十日条例第二号)
- (5) 秋田県行政組織規則(公布 昭和五十六年三月三十一日規則第二十一号、改正 平成二十九年三月三十一日規則第二十七号)
- (6) 令和元年度事業年報第二十六号(秋田県公文書館、二〇一九年)
- (7) 加藤聖文「アーカイブズの公開と普及活動」(二〇一九年度アーカイブズカレッジ短期コース講義資料)
- (8) 古文書「写真帳および複製本」二万一、七五五点、公文書「複製本」一、六二二点(当館データベースより)
- (9) 青木睦「アーカイブズの保存環境と劣化損傷の予防」および金山正子「アーカイブズの保存修復」(二〇一九年度アーカイブズカレッジ短期コース講義資料)
- (10) 高村恵美「地域アーカイブズを一から作る」常陸大宮市文書館の五年間の取り組み」(令和元年度市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議 基調講演、秋田県公文書館、二〇一九年)
- (11) 令和元年度事業年報第二十六号(秋田県公文書館、二〇一九年)
- (12) 柴田知彰「記録史料の展示に関する一試論」(『秋田県公文書館研究紀要』第三号、一九九七年)の中で、「理解者層」は館の存在意義や役割等を理解している人々の層、「利用者層」は館を実際に利用する可能性を持つ人々の層と位置づけている
- (13) 太田尚宏「民間アーカイブズ・コントロール論」(二〇一九年度アーカイブズカレッジ短期コース講義資料)
- (14) 井上麻依子「市民に向けた文書館普及活動への提案」埼玉県立文書館における普及活動の現状と課題から」(『国文学研究資料館紀要』アーカイブズ研究篇』第3号、二〇〇七年)
- (15) 古文書班レファレンス記録(秋田県公文書館、二〇一九年)
- (16) 伊藤勝美「秋田藩の諸士系図」(『秋田県公文書館研究紀要』第四号、一九九七年)、佐藤隆「秋田藩の系図史料について」系図史料の整理と系図目録の編集」(『秋田県公文書館研究紀要』第七号、二〇〇〇年)、平田有宏「藩政後期・秋田藩家臣団の系図に関する覚書」いわゆる「文化年間等提出系図」について」(『秋田県公文書館研究紀要』第八号、二〇〇一年)に詳しい
- (17) 秋田県公文書館広報紙「古文書倶楽部」第十五号〜第十七号(二〇〇七年)
- (18) 柴田美保「秋田県庁文書群の目録作成について」データベース化と目録刊行への取り組み」(『秋田県公文書館研究紀要』第十号、二〇〇三年)
- (19) 村山純一「秋田県公文書館における普及活動の課題と今後に向けての展望」(『秋田県公文書館研究紀要』第二十四号、二〇一八年)
- (20) 井上氏、前掲論文

〈史料紹介〉

湊九二―二「郡方吟味役勤中日記」

文政十一年子正月 国季

はじめに

当研究紀要第十九号から、当館寄託「湊文書」より湊国季（曾兵衛）の御用日記を紹介している。

「湊文書」及び湊国季の概要は、研究紀要第十九号に述べているので参考にしていただきたい。本号では「郡方吟味役勤中日記」（湊九二―二）を紹介する。「郡方吟味役勤中日記」は、文政十一年一月から六月の分が欠本となっている。紙幅の都合で前号で文政十一年（一八二八）七月から九月までを紹介した。今号では十月から十二月までを紹介する。

未読の箇所は□、また虫損の箇所は■で示している。紀要本文の体裁に合わせて翻刻してあるため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない場合がある。その他、不明な点は原本で確認していただきたい。

【日記本文】

大十月朔日

一 主鈴御用済にて今日御役屋出立、昨日上仙道・中仙道より御境目方江差出候郷山願書直々主鈴江相頼同処江差出、早々被仰渡可被下候趣共二相頼差遣候、

一 新町村より先日申出候ハ、御毛見願高之内先頃除高被仰渡候節、小走郷中江触違仕、残御毛見願之分共二無残刈取候段肝煎申聞ニ付、御検地役江見分二不相及候段回在向江申遣候、右ニ付役頭江も申上候、猶心得違御毛見縮刈取候処至て不立分斗にて御収納ニ差遣ひ候間、御取扱被成下置度候趣、其節願申上候、

同二日

一 役頭より新町・杉宮・函巻ニケ村江御助成被下方之義相考可申上候段申来候、

同三日

一 役頭より昨日被仰含候三ヶ村江被下方之考書并右三ヶ村より差出候毛附帳共ニ取揃、御判紙添にて御伺申上候、具サハ毛見願纏江記候故略ス〔新町村江拾石、杉宮村江八石也、函巻村江拾式石壹斗五升也〕、

一 御毛見纏御檢地役御用濟にて今朝御役屋出立、

同四日

一 村々質家業罷有候者共取調之上可書上被仰渡候二付、右申渡帳面にて差出候故其俣今日駄送にて惣兵衛迄差遣候、右ハ以来株札被相渡、御礼銀御取立被遊候付て也、

同六日

一 田処主鈴より左之通申来り、幸ひ親郷肝煎罷越居候故、抛人名前願書江書加ひ、早々可差出申渡候、

〔十月四日附〕上略、上仙道・中仙道炭木山院内銀山江売払之願書役頭江老冊宛差上候て、残式冊ハ御境目方江可差出訊申上候処、御役頭よりも別段御書状治右衛門殿江被遣、相濟候様ニ御掛合ニ御坐候、右願書ハ直々今日御境目方江持参、泉藏人江差出候処、中仙道村願書ハ肝煎政吉名前添候間宜候得共、上仙道村分ハ抛人之名前無之ニ付取扱二いかよし、右之訊ハ惣して右様之願申出候へハ山抛人共直々場処見分之上名前書添御境目方江願申出候へハ、直々御取扱相濟候趣

二候得共、右願之義ハ一刻片時相争ひ候事ゆへ往覆之間遅成候間、何分抛人見濟候事ニ御取扱相成間敷哉と申談候処、いつれ治右衛門殿江御伺申上、一日もはやく相濟候様ニ可致と之事ニ御坐候間、役頭江右之訊申上候処、右之次第貴君江申遣し、上仙道村より抛人名前為添、願書為差出候て、早々此方江仕送候様ニ可致、左候へハ仮令泉之方不濟候ても右願書差出引替候へハ差支も無之段御申二付、如此申上候、下略、

同八日

一 跡部惣兵衛江今日駄送を以小川長右衛門御扶持米、長御渡之願上院内村郷山之内林願、向々江差出呉候様ニ申遣候、

同九日

一 此間之洪水ニ而前郷村海道橋破損之段、願書を以今日村方より申出候故、右願書直々鯨岡四郎左衛門江差遣、大木屋之方江差出呉候様申遣候、
一 院内給人佐藤長治・白坂幸太兩人より今日左之通り申来候故、此節よふく稲取運、未タ米拵も致兼居、且ツ久府より先頃ニ被仰渡も有之候へハ村々江申渡手配可為致候得共一円御沙汰無之、御両様より御頼ニハ候得共、早納之事ニハ不相成候段返答ニ直々相及候、

上略、然ハ小生共今年当処御米蔵役被仰付候処、残米御払切ニテ新入願申立御承知被成置候段被仰渡候得共尔今納村相知レ不申、例年ハ近村より納候ゆへ定て御手元江被仰渡可有之、近々上納可致様村方江被仰付被下度候、此節詰合御目附交代致候ても御扶持米相渡可申様無之、且ツ当月ハ御足輕知行米も渡候故、当時三拾石余も早納無之候てハ御間ニ合申間敷候故、何分右上納方御取扱被下度致御頼候、其表御詰合之よし、下略、

一 当六日ニ久府より申来候上仙道村郷山江抛人名前書加ひ、今日右願書手内迄請取置候、

一 寺沢村肝煎源右衛門退役之願書差出候、

同十日

一 昨日院内給人より申来候筋ニ付、返答之義寺沢肝煎退役之願書給人より之手紙差遣候、外ニ同村ニ致シ候て上仙道郷山之願書、

田処江遣具候よふニ申遣候、

一 田処主鈴より当五日附書状、今朝相達左之通、

〔十月五日附〕上略、林取立役江別段之御用有之罷出候処、

安間只兵衛殿御申ニハ、貴君より上仙道・中仙道炭木山売

払度願之事ニ付、早速伐取候様ニと毎度御答書ニ付、林役

須田作平とか申御方右場処見分之為ニ御回在被成候よし、

右山処ハ運上山之趣ニ付、炭木山ニ為伐取候事ハ如何之事

故、篤と実地見分之上、右両村愈極凶作ニ付願申出候事なれハ、格別之訳を以申上取扱候事ニ作平殿江も示談被成候故、御境目方之方相濟候ても御同人より否や不申参候へハ伐取り候よふニ申渡候事ハ不相成候趣ニ御坐候、右之訳ハ貴君江も須田より御掛合被成候筈之よしニ付、役頭江委曲申上候処、左候ハ、右之次第貴君江申遣、林役より村方江伐取候事申渡有之迄、村方江差扣罷有候様ニ御申渡被差置候様ニと之御事ニ御座候間、如此申上候、

一 前郷村勘兵衛御製葉代不納分別紙之通役頭より御書附ニて上納方被仰渡候間、右之書附差上候間御入手被下度奉存候、

覚 〔是ハ御製葉方より被相渡候書附役頭より被相渡候〕

一 式百八拾式貫五百九文

右ハ去ル未年より去亥年迄惣不納、

内

八月十六日

一 拾貫九百六拾文

上納

八月廿二日

一 三拾四貫九百四拾壹文

上納

八月廿九日

一 式拾五貫五百文

上納

〆七拾壹貫四百老文

残式百拾壹貫百八文

不納

内

一 四拾三貫五拾五文

追々上納之筈

但今年湊曾兵衛取立上納之筈也、

残百六拾八貫五拾三文

右之通ニ御座候、

子十月 御製菓処 西馬音内前郷村 勘兵衛

御製菓代不納之内百六拾八貫五拾三文、当子年八貫五拾三

文上納、残百六拾貫文来丑年より拾式ヶ年割上納被仰付、

是迄不埒ニ付御用農事之外御呵、右年割之外四拾貫文余当

暮御上納可被成候、

一 右四拾貫文余之分ハ勘兵衛より引配致候代村々ニて不納之分ニ

候、八月中右之村々江申渡、当十一月迄ニ可差出申附置候分也、

一 右之通申来候故、前郷村肝煎江直々勘兵衛同道ニて御役屋江早々

可罷越御用状差出候、

一 片岡矢右衛門〔八月十六日病死〕右之代田口曾右衛門〔御勘定

方吟味役〕組合同役被仰付候段、曾右衛門よりも申来候故、右

担処村々江此節地頭用ニて出府序有之候共、右之歛見舞等ニ曾て

罷越申間敷段申渡候、

同十一日

一 東西御備高御皆濟帳村々吟味之附札、右之内より引継御助成之

分具サ為相認候書附、昨年上納分之銀穀請留共ニ取揃、又七郎

殿戻御判紙添を以菊地啓左衛門江今日仕送差遣候、

同十二日

一 曾右衛門より左之通申来候故右挨拶ニ相及候、大旨八年々は迄

担処より相納候処、八斗減米之為迷惑形毎度御実兄様御勤役中

申上候得共、何角御用込之為か不相片付罷有、昨年大山家之家

来催促致シ急度掛合ニ相及候処、外知行処之内久保田納ニ仕候

よりハ勝手之村方も可有之、右江取合之上明年より其村江取組申

度よしニて相扣居候処、三梨村ニて取組之事ニ相成候趣ニ有之

候、幸ひ右村肝煎罷越候故取尋候処、右之順ニて宜候段申聞候

趣共ニ明日申遣候、

〔十月九日附〕上略、然ハ大山因幡殿年々御合力高百八拾

石被下候分、御担処村々ニて是迄請取来り候処、今年ハ多

分院内銀山飯料米ニ相成受取候村方無之二付、小生担処之

内飯田村・三梨村両村ニて受取申度よし、因幡殿家来小生

方江参願ニ御座候、右ニ付役頭江御伺申上候処、是迄貴兄御

取扱被成候ハ、御心得も可有之、村方迷惑之筋無御座候

ハ、双方勝手之事ニも御坐候故、願之通宜、いつれニも

不案内之事、且是迄御取扱被成下候御振合も可有之と御間

合申上候間、委曲早々被仰下候様奉希候、下略、

同十三日

一 曾右衛門昨日之通今日申遣候、

一 昼食以前より御用有之、横堀村江罷越候、

同十四日

一 横堀村より昼食、御役屋江罷歸候、

同十五日

一 御判紙附を以鯨岡江申遣候ハ、昨日被仰遣候靱石之本書帳八月中仕送相達候故、村々吟味違ひ有之片岡江返置候処、又々仕送達候故、右本書帳江裏書致候上印判致、片岡未夕太病ニも無之之節直々仕送差遣候故、片岡之方御吟味被下候様申遣候、猶相川村針医江金毛両仕送候、是ハ久府ニ罷有寒ニ相成候得共困窮之為夜具も可求様無之体ニて、役頭より厚ク御取扱ニ相成候訳有之、右村肝煎より立替為致差遣候、

一 惣兵衛江今日申遣候ハ、是迄上下院内取調純五郎被仰付罷有候処、役替被仰付候よし、米六百俵余年々馱場江入候分有之、時相場を以横堀・院内酒屋江御払、右を以年中之支払仕候よし、今年も酒屋願ニ御坐候間御伺申上候事、且右駅役人并定雇之者共江賄代之外年々合力夫レノ二呉置候よし、且又右之通ニ可仕候哉、猶又猶片付も不被仰付候ハ、暮勘定之節小生罷出候心組ニて居

り候故、是等之次第御伺被下度申遣候、

同十六日

一 先頃跡部惣兵衛江申遣候御用之内鯨岡四郎左衛門より申来候ハ、寺沢村肝煎願之通退役被仰付候段申来り候故、右之親郷横堀村肝煎江御用状を以願之通可申渡候義申遣候、且ツ新町・杉宮・函卷ニヶ村江今年御毛見ニ付御助成拝領方之義、鯨岡より申来候得共不相知次第有之、幸ひ明日熊蔵御用済ニて罷歸り候ゆへ役頭江御伺之上睨と高敷書致シ、早々仕送り呉候様ニ相頼候、外ニ品々御伺差置候義一円御沙汰無之候故、是又書附ニて熊蔵江相頼申候、いつれ御伺済之上早々申遣候よふニ頼置候、猶又御製菓代村々不納吟味之上願出之筋有之、右之願書をも熊蔵江相頼差遣候、

同十七日

一 昨晚組合田口より被仰渡書相達左之通、

郡奉行

各属役之面々、先年御領中御用ニて往来之節、御免ニ無之者も山駕籠相用候義時々有之ニ付、以来相用間敷事ニ被仰渡候義有之処、近年心得違之者も有之様粗相聞得如何之次第二候、依之向後享和之度被仰渡候通り心得違無之様可被申渡事、

右之通此度被仰渡候故御伝ひ申上候、

一 熊蔵御用済ニ相成今日出立、在処江罷歸り候、

同十八日

- 一 此間岩崎村・仁井田村両村取合之義有之、右肝煎・長百姓共無
残催促二相及、篤と申渡候、以来郷中寄合ハ不及申、急度相慎、
御收納銀穀手配出精致シ可申段申渡候処、畏入候趣ニ有之候、
右之次第八事長き義故此処江相記不申候

同十九日

- 一 外御用無之、

同廿日

- 一 差上御本凶帳并御藏分書当毛引帳東西之分共二曾右衛門より仕
送相達候、

同廿一日

- 一 昨日相達候帳面村々江相渡候、
- 一 跡部惣兵衛江相頼差遣候当御諍馬馬引銭并御役銀共ニ相納呉候よ
しニて、右之請留相達候故此処ニ結ひ附差置、

(張紙1)

「調銭七貫三拾六文

右は当子年分御諍銀六拾七匁代上納之時、以上

文政十一年子十月十一日

小栗忠藏(印)
佐藤良助(印)

湊曾兵衛殿

(張紙2)

「調銭拾三貫五百七拾弍文

右は当子年分馬引銭上納之時、以上

文政十一年子十月十一日

小栗忠藏(印)
佐藤良助(印)

湊曾兵衛殿

- 一 今日昼食後より前郷村江御用有之罷越候、

- 一 八槻学兵衛合鑑壹枚今日堀回村肝煎江直々相渡候、

同廿二日

- 一 居引御助成左之通申来候(但シ久府より礼藏迄申来、礼藏より

今日申来、直々村々江申渡候)

- 一 当高九石六升五合 新町村

- 一 同八石也 杉宮村

- 一 同拾壹石五斗七合 函巻村

- 一 組合曾右衛門より被仰渡書相達、則村々江申渡候、

今年米相場も宜、追々格別引下ケ候義も有之間敷哉、来春
農等之時節飯料無之候ては例年よりハ格別迷惑差見得候事
故、此節より雑飯糧を用ひ、濁酒等之義も平年之振合より
半通米費不申様、一同小百姓迄心掛致候事ニ被仰渡候間、

此旨嚴重ニ可被申渡事、

十月

一 我等担処村々江当夏中より糧ニ可相成品、其節より心掛為致候、猶村々より右糧取調為致候て為書出申候、

一 惣兵衛江先頃申遣候処、御伺之上昨日左之通申来候故今日又々申遣候ハ、院内駅江入米之分ハ是迄年中仕払ハ無残六百俵相払不申候へハ可仕よふ無之、明年迄貯差置候へハ仕払ニ差遣ひ候間、百金も当坐御備より拝借ニ相成申間敷候哉、且ッ御払米御差留にてハ院内・横堀之酒屋共酒造可仕よふ無之、依て郷役米相場を以御払と也又ハ御代不被相定、明春ニ相至り其時之相場を以御取立と也、右件々被仰上被下度、猶又代料明春御取立之事ニ御指揮ニ候ハ、仕払之金子拝借被仰付被下度、いつれ早便御指揮形可被仰下之旨申遣候、

〔十月十九日附〕

一 上略、横堀・上下院内駅場備米当時之相場を以相払可申哉被仰下候付申上候処、段々米高直ニ可相成趣は追々御聞及之通ニ御坐候、此節御払被成候より明年ニても御払にて駅場余勢ニも可罷成哉、いつれ御賢考願被仰上候様ニと被仰含候故、左様御承知、下略、

一 駅場役暮ニ相至御取扱願等之事も有之、別段片付可被仰付候哉被仰下候付申上候処、貴兄御出御取調被成候様ニと被仰含候、

一 鯨岡より左之通申来候、

〔十月十九日附〕上略、此間被仰下候靱石本書之義ハ田口江

則御伝致シ、御当人片岡より引請候御用物之内ニハ不相見得候故、良藏殿江掛合御用口之内吟味致候ハ、可有之候哉、甚不定之事ニ候間、乍御勞煩又々御認被遣可然、田口と御申会仕候、御靱藏役御勘定差出候、差遣候段懸合御坐候故如此申上候、下略、

一 今日田口江靱石之本書并前郷村往来橋先頃之洪水にて大破ニ相及候故、其節則右之段大木屋方村方より書載を以御届致候処、危ク無之様手入可差置、大木屋より村方江被申渡候得共、此節至て水高之時節、且ッ柱根洩ニ相成候故如何共繕手入可致様無之、猶又来春雪汁洪水之節ハ如何可相成候哉、いつれニ此節扱之手入普請ニハ不相成候段書載を以申出、右之分と外ニ二条道村肝煎病死御届書直々跡役子供江引継被仰付被下度候段共ニ申遣候、

同廿三日

一 前郷村惣長百姓高持御百姓無残寄郷中村々一統召寄候て、此節より雑飯相用ひ可申義并以来一村限郷法等之義直置可申段具サ申渡候、猶何十年も今年柄之よふに米相場も高直ニ有之間敷、右ニ付候てハ一統心掛可致義ハ此節ニ候故、農業ハ猶更何分ニも出精相尽候ハ、困窮ハ致間敷候ゆへ、一村限取稼之趣ハ以来嚴ニ仕法相立可申、右取調形共ニ具サ書附を以可申間候段申渡

候、

一 前郷村郷勘定之内酉年以來之分甚不審之処も有之、且ツ御收納銀穀郷役米共ニ是迄不埒、翌年之五月六月迄も不相極、其為不納致候者多く有之候故、郷借年増ニ相嵩シ候故、右よふ之仕法共ニ取調致候ニ付回在ニ相及候、

同廿四日

一 熊蔵より当廿二日附之書状相達ス、

上略、出立之節御頼申され候御用筋之内、前郷村勘兵衛郡方御備江返上不納分年賦願之義役頭江御伺ニ及候処、御製菓年賦之通当子年より向十三ヶ年賦被仰付候段被仰含ニ御坐候、

一 足田村若勢願之事、役頭江御伺申上候処御承知ニ御坐候、実ハ六ヶ敷事と御申ニ御坐候、

一 五斗米銀山江為替之事大将江申上候処、十分御取請ニ御坐候、作兵衛より申来候ハ、右ニ向懸合ニ可及との御申ニ御坐候、未作兵衛より申来無之様ニ御咄ニ御坐候、下略、

一 惣兵衛より廿一日書状相達ス、

上略、小野村江式拾五両拝借御取扱被成度被仰下御伺申上候処御承知ニ御坐候間、別冊之通り御取立被成候て御渡可被成置候、右ニて不足之処ハ小川長右衛門冥加差上候内式百五拾貫文御取立被成候て、式拾五両被相渡、残ハ久保田へ

御持參可被成置被仰含候間、此段左ニ御承知被下度候、小

川長右衛門冥加差上候内、当春中雄勝東西御撫育高料ニ被相渡候残式百五拾貫文御取立可被成置との事ニ御坐候、詮ハ小瀬宇門平鹿郡醍醐村ニて開發出高拾石、明後年郡方江差上候筈ニて、当時式百五拾貫文被相渡候筈、然ル処長右衛門差上候冥加錢之内より於湯沢可被相渡宇門江被仰談候処、夫ニてハ甚迷惑之よし申ニ付、宇門江ハ於久保田式百五拾貫文被相渡候故、夫処江長右衛門より式百五拾貫文御取立、貴兄御持參可被成置被仰含候間、右之御心得ニて御取立可被成下候、

一 糶納米ニて舟場江差出候義鯨岡も度々其向江為掛合御役頭江も品々御取扱被下置、尔今仙北郡方より疋と致候返答無御坐候間、取極次第可申上候、村方江尋不申候へハ勝手不勝手ハ不相分事ニ御坐候得共、いつ方之担処も勝手ニ可有之哉と被存申候、此方為御掛合相濟次第ケ様ノ之定ニてと申事村方江可取尋存罷有申候、一日もはやくと存候得共不尺取尻入申候、

一 熊蔵より追啓ニて相頼差遣候御製菓不納、今日向役処江相納候故、右之受留近日仕送可申段申来候、

同廿五日

一 昨日熊蔵より申来候通、当処勘兵衛御備より拝借分不納本五拾

賈文戌年拾貫文と御利足返上残不納分、当子年より拾三ヶ年賦
二被仰付候段申渡候、

一 前郷村肝煎惣兵衛・長百姓共江先日申附候て、諸勘定筋并万端之
取調申附置候、一兩日中ニハ可相極、猶当御收納の銀穀取立方
共之義申渡候得共、是迄年々不埒之為郷内莫太之不納有之ニ付、
年増郷借相増候ニ随てハ銀主より仕入も被申訳候故、無拋態ニ
回在今年は直取立程ニ致度内存故、暫ク逗留ニ相及候、

同廿六日

一 西馬音内堀回村郷勘定筋ニ付、当春中より少し難し候次第有之、
且ツ寄郷共ニ罷越候故色々御用申渡候、

一 当廿四日附之書状、曾右衛門より相達左之通、

一 越前屋和助願筋及御伺候処、諸上納相済候上米三斗入ニて四
百俵八朱御利足附を以拝借被仰付候間、此段被仰渡被下度候、
根元拝借被仰付候節年々減少致候筈之処、去年中も五百俵拝
借被仰付、又々今年も五百俵拝借被仰付候事ニてハ一切御取
扱被附置候御筋ニ相戻り候事故、年々毎に減少拝借被仰付候
様ニ御坐候間、此段御含被仰渡被下度候、

一 地頭最早村々江集り代納取立ニ付候てハ、米ハ日々引上り銀主江
手離候ては御百姓共不少損亡ニ相成候得共、無拋払米致候事ニ
相至候ニ付、御備錢被差出候ハ、村々より極月米ニて相場を立
御御取立之事委曲被仰遣、至極御尤也被存候故及御伺候処、当

秋院内銀山并湯沢町・横堀村利兵衛江御払ニ相成候米代拝借被仰
付、追々米を以御取立被成候、しかし来月頃米相段引下ヶ候時
節取立候付、此節拝借分無利足之事ニ被御聞届候間、此段御承
知御取扱可被成候、右之段役頭被仰含候間、左ニ御承知可被下
候、

外二

一 稻庭干温飴五拾把

江戸表御不断御用

一 同二百把

桂寿院様江年々被進御用

一 同五拾把

友千代様江同断

一 同百把

松平肥後守様江年々寒中被進

御用

一 同五拾把

松平丹波守様江同断

右之通御台処御用

一 越前屋和助江之義右温飴之義共申渡具候様、今日直々湯沢詰礼蔵
江申遣候、猶秋中御払米代之員数共ニ申遣具候様ニ申遣候、

同廿七日

一 堀回村郷勘定并諸借財之分共ニ無残取り纏ひ差出候故、右披見ニ
相及候処、近年来ニ至て莫太の残りニて年々郷借相疊り、猶御
百姓手内も右ニ随て銘々之借錢相高、年増ニ相及候故、殊ニ不
融通故人氣も不宜体ニ候故、右ニ基借財之取り片付方并郷法等之
義格外ニ相改候ては立行可申よふ無之、依之右郷法之箇条書借

財之分ハ寄郷拾貫文出シ無尽、其外ハ他村鉦延之もの共取調候て無尽相企、銀主ハ右を以十ヶ一も差遣候ては此節より御取納銀ハ不及申、諸万事共二仕入申断ニ相預リ候故、右を以返弁可致、相残候分ハ切捨之願可申立候義共ニ具サ書附ニて取調候、

同廿八日

一 一昨日より堀回村郷借之返濟方、右銀主共江之申訳之次第、無尽企候ニ付右之取調共ニ今日書附ニ相認申候、猶以來金錢ハ肝煎手内ニて差引不為致候郷法故、郷藏取立金錢受払共ニ孫右衛門・新五郎長百姓兩人立置候、依て今晚惣御百姓共無残召寄せ、是迄之取立方之処郷借年増相高、此姿ニてハ一村立行可申見詰無之、依てハ以來郷法之義并受払役人立置候て、諸借財之分ハ親取無尽相企候て、銀主共江ハ右を以十ヶ一ニも無之候得共相渡、殘切捨之願、猶仕入之義ハ不相變是迄之通頼置可申、いつれニも郷法之取行ひニて一村之立と不立ニ候故、此節存寄も候ハ、何成共不苦ゆへ銘々処存之旨不申聞、且ツ郷藏取立請払共ニ其方誰ニて不宜故誰ニ致度と申義も可有之候、扱郷勘定是迄ハ老ヶ年ニ老度宛物長百姓并高持之もの共ニ出席見濟候よしニ候得共、千石余之一村年中之受払一日ニてハ見解可申義更ニ無之、以來ハ老ヶ月限勘定為差出候て高持之もの、内より見濟役相立候て可然、具サ惣百姓共江申渡候処、何れ後刻迄ニ相談之上可申

上之事ニて、右之相談形を相決し候事ハ被仰渡之通一統相守リ可申、其外ニも猶以嚴法を立置可申受払、兩人江ハ米四拾俵宛呉置候様ニ一統相談之趣故其通ニ申渡候、
一 当廿六日附之書状大和田熊藏より相達候、御製菓代不納罷有候村々願書を以申出候故、先頃熊藏罷歸リ之節相頼差遣候処、左之通ニ申来り候、

(張紙)

一 一 六貫三百五拾文 桑ヶ崎村 新藏

一 一 六貫三百五拾文 桑ヶ崎村 新藏

右は本九貫五百五拾五文、文政元寅より拾五ヶ年賦、

老ヶ年六百三拾七文ツ、寅より午迄五ヶ年分上納

残、右錢当子より酉迄願之通り拾ヶ年賦ニ被成置候、

内九百五拾文 當時子ニ当ル分

同六百文 未丑より酉迄年々六百文ツ、

一 一 五拾四貫文 西馬音内村 三郎兵衛

右は本九拾貫文、文政四巳より拾ヶ年賦、巳より

申迄九貫文ツ、四ヶ年分上納残、右錢願之通り当

子より巳迄六ヶ年賦ニ被成置候、九貫文ツ、

一 一 七貫三百八拾文 同村 彦四郎

右は本三拾六貫九百六文、文政五午より五ヶ年賦、

午より酉迄四ヶ年分上納残、右錢願之通り当子よ

り来丑迄式ヶ年賦ニ被成置候、

内三貫八百八拾文 当子

同三貫五百文 来丑終り

一 四貫文 宇留院内村 嘉七郎

右は文政六未より四ヶ年賦之処一円上納無之、依

願当子より卯迄四ヶ年賦、壹ヶ年壹貫文ツ、

一 貳貫四百八拾七文 鍛冶屋敷村 要治

右は本四貫貳百六拾七文、文政六未より拾ヶ年之

処、未年分四百三拾文、申年四百五十文、酉年分

四百五十文、戌年分四百五十文、都合壹貫七百八

拾文上納殘、右錢依願来丑より八ヶ年賦ニ被成置

候、

内三百八拾七文 丑

同三百文 寅〔但寅より終年迄年々三百文ツ〕

右之通り村々へ可被仰渡候、以上、

文政十一年子十月廿六日

御製薬所

湊曾兵衛殿

〔張紙〕

〔別紙鍛冶屋敷村要治より四百五十文ツ、三ヶ度、都合壹

貫三百五十文湯沢町小野屋丈助へ相納候分、丈助より御

取立、早々御上納可被成候、

子十月廿八日

御製薬所

湊曾兵衛殿

一 惣兵衛より同日出シ之手紙相達ス、

一 院内馱場米之事も縷々被仰下、直々御紙面御役頭江御覽ニ入

申候、是ハ今年諸雜費御払方丈ヶ右米御払、但シ相場等之事

ハ松之助などへ御相談、其節御払被仰含候、且ツ殘米之義ハ

明年迄御貯御見斗意可然被仰含候、下略、

一 曾右衛門より同日附之書面相達、

一 貝沢村肝煎幸吉退役願之通ニ条道村肝煎病死被御聞届候、先

例之通右代郷中より人取り願可為差出被仰含之段申来候、

同廿九日

一 堀回村御用向も昨晩迄ニて相片付候故、今日昼食前より前郷村江
引移候、

一 昨日熊蔵より相達候御製薬代不納願濟之義、担処之分ハ今日

直々申渡候、

一 曾右衛門より申来候通、貝沢・二条道両村跡肝煎役人取りいた

し可差出申渡候、

同晦日

一 曾右衛門より廿七日附之書状相達ス、上略、此度被仰渡書附被

相渡候間、差上候間、東西村々江被仰渡被下度候、本書并別紙共

式通ニ御坐候間、此段御承知可被下候、右被仰渡ハ湯沢町御役

屋江惣親郷御催促ニ可被仰渡、右御書附為写取候筋ニも御坐候哉、

何分程能御取斗被成下度奉希候、下略、被仰渡別紙共左之通、

先達て 御条目并御箇条書を以被 仰知候通、近年來御物入

打続御財用向御難渋二被為成、諸向御省略之義被 仰出候、

附て近年士民一同花美之風俗ニ移り行候ニ付、衣類其外共

御製禁之次第嚴重ニ被 仰渡候、然ハ農民別て花美ニ相成

候ては雨露霜雪を厭、耕作を励む之志も自然疎ニ成、終ニ

ハ荒地休高も出御收納之欠ケと相成不輕事故、衣類其外共

ニ御製禁之義別紙之通申渡候間、堅ク相守り聊も違犯なく、

質素を本とし農業を可相励候、前以衣類等之義御製禁度々

被仰渡候得共、無程相弛候故、此度ハ格別之御取調ニて係

之役人被仰付、万一相犯候者於有之ハ嚴重之御咎被仰付候

間、妻子手回共若召夫之者ニ至迄御製禁之次第能々申合、心

得違ひ無之様可致候、

十月 郡奉行

別紙

一 百姓着服之義、冬ハ木綿布、夏ハ真麻可限事、

但半襟袖口たり共絹不相成候、

一 袴木綿小倉、夏ハ葛布麻平、春ハ平ニ可限事、

一 上下真麻可相用事、

一 御紋附拝領之御品是迄之通拝着不苦候、

一 羽織常々着用不相成、年始其外吉凶上下相用候節不苦候、

冬ハ木綿、夏ハ麻可限事、

但、肝煎・庄屋・御用達・駅場役人、他処者応対も有

之事故着用御免被成候品ハ同断、

一 合羽ハ夏冬共木綿ニ可相限事、

一 八拾歳以上、下着絹可為勝手事、

一 御用并商ひ向ニて久保田出府又ハ他処者応対等之節着服

別段申渡候、

一 医師、冬ハ上着并羽織共紬・木綿可限、下着絹不苦候得共、

至て手輕之品可相用事、

但、絹帶不苦候、

一 同断、夏ハ木綿麻ニ可限、羽織絹紗不苦候、

一 武器之外金銀用候事不相成候、

一 婦人之義ハ其分限ニ応し不相応之義いたすへからさる事、

追々着服之品申渡候、

右之下江附紙ニて、

一 婦人着服、冬木綿、青梅縞限り半襟袖口□回シ絹不

相成候、

但、絹帶不苦候得共手輕之品可相用事、

一 大礼之節一汁三菜、但香もの共吸もの一ツ肴三種、常々

参会至て手輕可致事、

但シ一種江品数多く積立へからさる事、

一 御用有之回在之御役人止宿之村形御賄、先達て被 仰知

候より至て手輕可致、送迎等を始万事僉末無之様御取扱

可致事、

但、肝煎・庄屋御用等有之罷出兼候節ハ、右之段名代
之ものを以御断可申上候、

一 茶菓子・大豆煎り・干餅之類ニ可相限事、

一 婚礼之節持着并樽代贈候義堅ク被相禁候、

但、惣して諸祝義江樽入之義堅ク不相成候、

一 吉凶之客来当日可相限事、

一 往来鑑為持候方見掛候ハ、冠を取片寄可罷有、惣して帯
刀致候方江行逢候節、片寄可罷通事、

一 口附なし之馬江乗へからざる義ハ前以被仰渡候得共、婦人
之義ハ不苦候様心得違之者有之、以来左様体無之義急度
可申渡事、

一 御城下百姓・町人往来并荷附馬・背負荷・水汲よふもの、
帯刀之方江行逢候節片寄可罷通義前々被仰渡候処、心得違
之者有之様相聞得候間、以来吟味之者相回シ被召捕、其
主人ハ不及申、肝煎共迄不調法被仰付候間、心得違無之
様急度可申渡候、

一 百姓・町人旅行之節心得違帯刀いたし、渡場舟賃等不相
渡候心得違之者有之様相聞得候、以来向々吟味之者差置
被召捕、重無調法被仰付候間、心得違無之様急度可申渡
候、

一 村々年始出府之義ハ堅被差留候、回在之節其向江可罷出候、

一、回在之役々江見舞并諸願差出、又ハ願濟等之節其毎度進物

持參堅ク被差留候、年始又ハ歳暮など之刻壱ケ度ニ限り
先達而被仰知候通り、至て手輕之品不苦候、

一、御省略中吉凶之節親類ニ限輕き致贈答候義ハ不苦、其外
寒暑歳暮・鎮守祭礼等之節贈もの不相成候、

一、右ケ条之外万端手輕ニ致候義不苦候、

右之条々堅ク相守り、下々至迄急度申合、万一相犯候も
の於有之ハ嚴重御咎被仰付候間、心得違ひ無之様可申渡
候、

十月

一 右之被仰渡書、湯沢詰礼藏江態夫を以仕送、村々江申渡具候様申
遣候、両西馬音内ハ此方にて申渡候段共二具サ申遣候、

大十一月朔日

一 両西馬音内寄郷共催促、昨日申来候被仰渡申渡候、

一 上仙道村ニ而先頃院内銀山江炭木山ニ郷山之内相払候郷借等を始
万事取調書為差出、右ニ向ひ配分之次第左之通書附を以今日申
渡候、郷中調書別帳有り、

一 惣当高五百九拾弍石五斗七升 上仙道村

内三拾石五斗弍升五合 屋敷畑高之分

残五百六拾弍石四升五合

一 当高弍拾石三斗七升五合 上り御蔵分

一 同五百七拾貳石壹斗九升五合

給分

内六拾貳石六斗五升七合

無符人一作三田之分

一 同五拾七石九斗也

角館より宥赦高

村方江申渡候書附左之通、

一 調錢六百貳拾貫文

右は院内銀山江炭木山ニ相払候代料正手取之分、

此内払左之通

一 同錢六拾五貫文

右八家数六拾五軒江壹貫文宛配分、

一、同錢百三貫文

右八惣人数四百拾貳人貳百五拾文宛配分

一 同錢六拾七貫三百八拾三文

右ハ御高割銀九百六拾貳匁五分八厘之内、三ヶ貳ニ相当

六百四拾壹匁七分四厘之代百五文替、今年上納之分右代

錢を以直々上納、符人より不取立分、

一 同錢四拾三貫貳百八文

右ハ是迄困窮之者は迄郷中江不納人別都合ニ而、八拾六貫

四百拾六文之内半通無利足七ヶ年割返濟を以立替年限中

取立、直々郷備ニ相成分、

ノ貳百七拾八貫五百九拾壹文

残三百四拾壹貫四百九文

右之分藤屋太三郎江頼置可申、此内明年相払可申分左之通、

一 調錢三拾三貫六百八拾八文

右ハ御高割銀三ヶ壹ニ相当三百貳拾目八分四厘之代、

百五文替上納之節請取、別段ニ不取立分、

一 同錢七貫七百貳拾壹文

右ハ明年より麦・粟之類種求メ候て、一村配分為植、

糧之心掛可致代不取立分、

正錢三百貫文

右は往々一村之備ニ致可致郷中相談之上、心附之義も

有之候ハ、可申聞、右ニ向ひ差図可致故、其間ハ太三

郎方江頼置可申候、

子十一月

上仙道村惣御百姓中

同二日

一 郷勘定取調并不納等之吟味江取掛り居候、

同三日

一 昨日之通取調方吟味、

一 朔日附右近殿町送ニて曾右衛門より之書状今晚達ス、

上略、然ハ今年村々糶石上納分米ニて上納いたし候ても不

苦之趣其向より被仰渡、尤諸掛物之義ハ仮令米上納ニても
粃石高二応し是迄粃上納之通差出不申候へハ不相成、弥以
米上納ニて不苦候間、東西村々江被仰渡可被下候、是迄粃上
納手配之通船場方江不相抱、村方より直積下之事ニ御坐候由、
委曲惣兵衛殿より手紙を以伝ひニ付、直々右手紙差上候間、
御覽被仰渡被下度候、猶別紙ニても具サ村方心得形共申来
候間、差上候村々御尋被仰下候様ニ仕度候、下略、

一 御郷役江可相納分是迄御備方江上納ニ相成居候分、東西ニて
壹貫目、平鹿ニて壹貫目、当夏中片岡取扱御証抛下地杯も
出来、御郷役方江為見候よし、其後病氣ニて沙汰も無之居候
処、病死ニ付候ては小生処江掛合有之、依て跡部・鯨岡杯江
取合候処、心得居候様ニハ候得共、根元より之道川不心得
よし、且ツ片岡取扱之御証抛下地ニハ田処主鈴相納候間と
申文言も有之よし、御郷役方ニて申事故、田処江聞合候処、
是以心得不申よし、依ては右御証抛下地有之候へハ相分り
可申といろく片岡之方吟味相頼候得共無之、且ツ小生方江
参候御用物之内ニも無之、依て貴君御心得ニも可有之哉と
御取合申上候間、委曲御心得ニも候ハ、被仰下候様仕度候、
一 川連村喜内御貸銀上納分未夕上納無之由ニて催促ニ相預候
間、別紙差上候間、右を以何角其向江被仰渡被下度奉願候、
下略、
一 西馬音内前郷村橋普請之義、大木屋方江出勤、具サ町田江掛

合候処、貴君迄御同人より委曲申達候筈、此段御承知可被
下候、

一 跡部より田口江差遣候手紙左之通、
上略、然ハ粃石米ニて上納之事、昨日御伺之上被仰渡候間、
曾兵衛殿江被仰遣可申候、御担処之事も御当人江被仰遣可然
奉存候、

一 今年粃石上納分米ニて上納致候ても不苦候趣、其向より被仰
渡候、尤悉皆諸懸もの之義ハ、仮令米上納ニても粃石高二応
し是迄粃上納之通り差出不申候へハ相成不申、早々村々江被
仰渡、弥以米上納ニても不苦候間、御尋被仰立可申候、是迄
粃上納手配之通り船場方江不相抱村方より直積下之事ニ御坐
候、小生共担処江も今日申遣候間早々被仰遣可申奉存候、下
略、

別紙

仮令ハ粃石六之出米ニて上納之事、村方心得形ハ積下方諸
掛共粃石上納同様之訳を以、夫を六之出米ニて米を以上納之
事ニ御坐候、乍繰事如此申上候、以上、

一 十一月晦日附之手紙惣兵衛より相達ス、

一 五斗米銀山之義申上候処、是ハ御組合より御伺、委曲曾右衛
門殿より被仰遣候趣ニ御坐候、五斗米代銀米ニて上納之事も
未相極り不申候、如何様両三日中居候て可被仰渡奉存候、其
節早速可申上候、

一 小川拝借返上之上又々拝借仕度義申上候処、左様ニハ難被仰付被仰含候、此段被仰渡可被下候、

一 小野村拝借式拾五両、外返上御取立之上ニては御渡方遅成候趣御尤ニ奉存候、右ニ付申上候処、長右衛門より式百五拾貫文上納分御取立、右之内より御手配可然被仰含候間、左よふ御承知被成下度候、

一 差上御本図も御仕送相達、今日御割役衆江差出候毛引帳も御割役処ニてハ不用成と存候得共、何様差出申候、下略、

同四日

一 湯沢詰礼藏江昨日日口より申来り候御証扱之義ハ慥ニ関之手跡ニて、御勘定帳之内ニ張附有之候筈、右御吟味御写取直々久府江御仕送被下度、川連喜内御貸銀不納向方より之書附差上候故、早々上納之義御催促被下度候段、今日態夫ニて申遣候、

一 靱石之分米納之事、昨日申来り候通ニ写取り、東西七ヶ親郷江式通ニて回状差出候、

一 小川長右衛門返上、五拾金之義、跡部より申来り候通、元利返上限之事今日申遣候、

同五日

一 十月廿九日附ニて役頭より左之通申来候故不取合彦左衛門江御用状を以早々前郷村彦四郎宅迄可罷越之段、直々申遣候、

上略、然ハ杉宮村久昌寺罷越、小生留主中別紙之通書付差置申候、扱彦左衛門如何成義申談候哉、大戸村取扱不埒之義十分御心得之通ニ御坐候処、右村形より出銭無之候ニ付、外々より斯成苦柄申出候ては追々決して勞煩筋相生候も難斗事ニ御坐候、御吟味可被成候、猶純五郎取扱中いつ方之備銭ニても借請候義書附を以申渡候よし、右書附御披見可被成候、猶大戸村よりも出銭之分は年割ニて相返候哉ニも心得罷有候、左候ハ、右之分を以向ニ相返候て可然ヶ様体候事、追々太担之御苦柄など相生候ものニ御坐候、御怒かりなく彦左衛門江相関り候係合能々御吟味御取纏被差置可申候、已上、下略、

一 久昌寺より差出候書附左之通、

口上覚

杉宮村 久昌寺

拙寺且中田畑村彦左衛門と申者、杉宮村肝煎役中大戸村後見職并諸事仕入方共ニ被仰付、其後御取調ニ相成候節、他郷之事故不勘定之次第有之不調法被仰付、殊ニ肝煎退役、大戸村後見仕入方共ニ御免ニ相成、右仕入被仰付候節何方之備銭ニても自分之手段を以差遣無之様書附を以被仰渡候故、久昌寺無住中備銭手内より有之事故、本寺御伺も申上大戸村仕入ニ相用候処、右不勘定ニ付老銭も当人方江返済無之、当七月中拙僧住職罷越候処、伽藍苓落飲料料薪等ニ至迄少シも備無之、日用暮方難渋可申公様も無御坐候、何卒御憐愍

を以当暮より久昌寺備錢分御渡相成候様向々被仰付被下度、
偏ニ奉願上候、

右之趣何分宜敷御取直シを以被仰上被下度奉存候、以上、

同六日

一 今朝彦左衛門子供林藏罷越申聞候ハ、親彦左衛門去夏中より疝
氣ニテ歩行難渋、私事ハ昨日遠方江罷出候為何角と遅成只今罷越
候趣故、彦左衛門江直談不申候得者不相成御用筋、明昼迄之内ニ
彦四郎宅江可罷越、若シ罷越兼候て九日十日兩日之内御役屋江可
罷越候段申渡候処、いつれ彦左衛門江取合可申上よしニて則罷帰
り申候、

同七日

一 今昼彦左衛門子供林藏前郷村江罷越候て、彦左衛門義如何共今日
ハ罷上り候事ニハ不相成趣ニ候故、昨日申渡候通九日十日兩日
之内ニ御役屋江可罷越候段申渡差遣候、
一 前郷村御用向も相片付候間、昼食後出立候て夜六ツ過御役屋江罷
帰候、此節礼藏も詰合候也、
一 四日附之書状役頭より今晚相達候内、
一 上略、然ハ昨日長谷川罷越、先日御答書有之候得共御返事も
不申上罷有候段、米之事ハ千四百表も拝領仕度申出候間、
右之御心得ニて諸上納銀江為替被成候て可被仰遣候、上納方

之義雁金屋江申附候て宜御坐候、米相場之義ハ多三郎と惣兵
衛江被相渡候節之直段ニて宜御坐候、下略、

一 同日附ニて曾右衛門御用状之内左之通、

一 大山家御合力三百石之願三梨村肝煎出府願申出候間、根元大
山家来掛合ハ飯田村兩村之事ニ申聞候事故、右之段肝煎和兵
衛江相尋候処、飯田村は迷惑之筋ニ付三梨村ニて斗願申立候
との事、依て伺候処願之通被仰付候、尤去大山よりも郡方江
願書出し候筋ニ可有之哉、右之段共和兵衛へ申合、同人此間
罷帰候間、何分当人御催促御聞故、宜御取扱奉願候、御割役
処江も一卜通談置申候、下略、

右之通申来候故、今晚直々大山家来江畑孫兵衛・新田永助兩名
ニて右之願書明後日迄之内ニ御役屋迄可差出段書状差置候、

同八日

一 三梨・飯田兩村江因幡殿御合力米之義ニ付御用有之故、明九日昼
兩村揃候て御役屋江可罷越候段御用差遣候、
一 筆役〔湯沢町〕吉郎兵衛罷越候故、当処御製菓方引配居候小野
屋丈助方ニて稻庭村要治方より御製菓代不納年賦之分請取置候
分早々上納申来り候故、右可申渡申附候、
一 曾右衛門より六日附ニて左之通、
一 上略、然ハ先日被仰渡候因幡殿御合力高八百八拾石分、此
間委曲申上候通三梨村ニて取組被御聞届候間、右ニ御承知

可被下候、飯田村之義ハ不勝手之よし、依て三梨村斗りニ
て取組候事ニ相成候、且ツ同村より三百石と願申出候得共、
被仰下候通百八拾石ニ御坐候間、此段村方心得違無之様被
仰渡被下度候、下略、

同九日

一 曾右衛門江今日大山家御合力米之事ハ飯田村ニて不勝手筋無之
訳、先頃右村肝煎御役屋江罷越候て申聞之よし礼藏より申伝ひ候
故、いつれ催促、飯田・三梨両村共ニ可取尋候段申遣候、猶
石ハ西馬音内両親郷之外今年米ニては迷惑之趣申出候故、右両
親郷之外ハ粃石ニて是迄之通上納之事ニ申遣候、

同十日

一 飯田・三梨両村共罷越候故、大山家御合力米之義取尋候処、双
方共ニ右江納置候順ニ手配候趣故其通ニ可致候段申渡候、猶右家
来江畑孫兵衛罷越候故、因幡殿より郡方江御願書を可差出申渡候
処、是迄旦那より右よふ之義ニ付候てハ願ハ御評定江斗差出シ、
郡方杯江差出候先例も無之候故、私之名目之願書ニ致度候趣故其
通ニ致候て、大山因幡家来江畑孫兵衛と為相認候て、右願書差
添候て三百石本高之員数共ニ左之通相認、且ツ右之通申渡候故、
御割役処江も一ト通申談置候趣、曾右衛門江申遣候、
一 高三拾式石四斗三合 飯田村

一 同式百六拾七石五斗九升七合 三梨村
一 杉宮村彦左衛門罷越候故、大戸村仕入致候節いつ方之備錢ニて
も預り置候分又ハ才覚候ても可相弁段ハ申渡も有之哉、且ツ其
節申渡之書附ニても処持居候ハ、可差出申渡候処、御書附ハ無
之候得共閑様御差函ニ相随ひ夫レノ弁用仕候段いろノ申聞
候故、左候ハ、右之義演説書ニて十二日迄之内ニ可差出候趣申
渡差遣候、

同十一日

一 九日附之書状熊藏より相達候、先頃御伺ニ相及候ニ条道村肝煎
跡役善太郎江被仰付可申、貝沢村ハ願之通左治兵衛老人肝煎之段
相濟候義申来候、

同十二日

一 前郷村肝煎罷越候故、二条道村肝煎願之通被仰付候故、右可申
渡申含差遣候、
一 杉宮村彦左衛門罷越候故、尋問江取掛候処、右之内不相分義も有
之候故、明日可罷越申渡差遣候、

同十三日

一 彦左衛門罷越候故、御尋之ケ条書江相向ひ候て御答可致、右ケ条
書相渡候処、事長き義ニ御坐候故在処江罷帰之上御答可申上候故、

一 兩日相扣吳候趣故、願之通申渡差遣候、

一 曾右衛門より書状十一日附相達、

一 上略、然ハ粃石上納之村々米ニテ今年上納仕候ても宜段被

仰渡候ニ付、右之趣申上候処早速村々江被仰渡候よしニテ

委曲被仰下承知仕候、

一 大山家御合力高飯田ニても勝手之趣申出ニ付、三梨村兩村

ニテ取組候よし被仰下、何分ニも宜御取扱奉希候、且被仰

下候通百八拾石ニ御坐候、先日其段共申上候筈也、大山家

より之願書差出候、御留置可被下候、

一 五斗米何卒米ニテ上納之事ニ被成置度、役頭中江御勘定方

江御掛合被成置候得共、御金繰江も相拘連も米上納ニハ不

相成、代銀上納ニ被仰渡候間、此段御承知可被成候、且仮

御直段粃石ニ付文銀四拾九匁也、此段共ニ御承知可被下候、

下略、

一 右之通五斗米代銀之義申来候故、東西江申渡候、

一 山田村・貝沢村共ニ肝煎罷越候故、先頃郷中より願之通貝沢肝

煎左治兵衛老人ニ可居置候段申渡候、

同十四日

一 組合曾右衛門今日御役屋江着

同十五日

一 跡部惣兵衛より当三日附書状今晚相達ス、被仰知書達ス、

覚

於江戸先月晦日御老中御連名之、御奉書御到来、翌朔被遊

御登、城候処、上野、御靈屋御普請御用無御滞被為濟候ニ

付、上意之上、御時服三十被遊御拝領之旨、御飛脚申来候

間、此段被仰知候、依之右為御歎當十五日御広間江御帳被差

出候間、近進並以上之面々麻上下着用、五ツ時登、城、御

帳ニ付退出可有之候、

右之趣支配処村々江も可被申渡候、以上、

同十六日

一 昨日申来り候被仰渡、今日七ヶ親郷江回状を以寄郷村々江も可為

知置之段申達候、

一 今晚四郎左衛門より書状相達ス、今年五斗米ハ仮御直段四拾九

匁之よし申来り候、粃石ハ米納ニても今年ハ宜候段被仰渡候処、

雄勝ニテは両西馬音内之外ハ是迄之通粃石納之義願ニ候よし、

右兩村寄郷粃石員数本書早々可差出申来候、幸ひ兩村肝煎罷越

候故、右本書可差出候趣申渡遣候、

同十七日

御用なし、

同十八日

- 一 粃石今年ニ限り正米納勝手之村々可申出、猶右本書状可差出四郎左衛門より申来候ニ付、西馬音内両寄郷共ニ正米納願ニ付、右本書帖式冊今日仕送差遣候、其外ハ東西共ニ是迄之通粃石ニて上納ニ候、

- 一 跡部より差上高御本図帳、又七郎殿御判紙添ニて相達候故、則

山田村江差遣候、右ハ今年纏郷ニ相回り候故也、

同十九日

外ニ御用なし、

同廿日

- 一 前郷村勘兵衛御呵御免之段、熊蔵より今晚申来、

同廿一日

- 一 勘兵衛御呵御免之段可申渡之分、前郷村肝煎方江今日御用状之内申遣候、

同廿二・三日

御用なし、

同廿四日

- 一 四郎左衛門より手紙、五斗米代銀四拾九匁之仮御直段之處、四拾八匁ニ本御直段被相居候義申来り候、

同廿五日

- 一 昨日鯨岡より申来候五斗米本御直段之義、四ヶ親郷江今日申渡候、

同廿六日

- 一 先日より杉宮村彦左衛門吟味ニ取掛居候、

同廿七日

- 一 今年粃石正米収之願書〔并西馬音内寄郷斗〕式冊、外ニ有米帳壹冊、御收納方吟味役国安文兵衛江駆送ニて今日仕送差遣候、

- 一 浅舞より態夫を以鯨岡より左之通申来候、

上略、売薬致候者共御処方別紙之通被仰渡、右書付之内何日ハ急度御呵、何日は御用農事之外御呵と申ハ表向不被仰渡候て御心組其刻々ニ被仰渡候様ニと被仰合候段、跡部より申来候故御伝申上候、

- 一 去亥年春農御任米并御償米惣石数村分致可書出、菊地掛合之よし右同人より申来候、

- 一 同年郡方御備米并御郷役銀・御撫育米御郷役銀共見回役衆請留無之時は御皆済不引合候間、早々差出候様是又菊地申条ニて、跡部より申来候故御伝ひ申上候、

下仙道村 藤右衛門

右ハ兼て御製禁之富山者先年宿致、其節之御苦柄を不顧、

此度又々留置不屈ニ付、過料として五貫文上納、急度御呵

三日被仰付、農業家業之外三十日之御呵、

前郷村 平兵衛

右ハ右同断ニ付同五貫文、三日之間急度御呵、農業家業之

外廿日御呵、

同村 九右衛門

右ハ右同断ニ付、農業之外十五日御呵之上、過料として壹

貫文、

右之通被仰渡候件々、今日則向々江申渡候、

同廿八日

一 杉宮村彦左衛門演舌書・御答書其外書附取揃、今日田処・大和

田兩名にて仕送差遣候、いづれ御指揮形早便被仰下候様ニ申遣

候、且ツ当人慎成申渡候、

同廿九日

一 昨晚四郎左衛門より左之通伝書相達候、

覚

当月十六日就御吉辰 御縁女様御結納 御双方様より御取

替相済候段、此度江戸出立、御飛脚申来候間、此旨被仰知

候、右為御歛来月四日御広間江御帳被差出候間、近進並以上

之面々麻上下着用、五ツ時登 城御帳ニ付退出可有之候、

右之趣支配村々江も可被申渡候、以上、

十一月

一 組合田口今日より親郷回りニ出候、

同晦日

一 藤田又兵衛久府より今日御役屋江着、

小十二月朔日 寒入

一 今日より親郷回り致候処、両院内勘定為致候付同村江御役屋より

昼食なし罷越候、

同二日

一 両院内横堀三ヶ村郷勘定駅場勘定共ニ差出候故、昨年之通御合

力被下候段申渡候、具サ別帳有り、

同三日

一 院内之方も御用済ニ相成候故、昼食後横堀江引移候、

一 惣兵衛より今日附之書状相達候、左之通、

一 御備高御郷役銀酉戌兩年両郡にて過請取分惣々差引にて三

貫七百五匁九分式厘之内式貫目、去亥年両郡より上納、残壹

貫七百五匁九分式厘之内八百五拾五匁九分式厘、当暮平鹿よ

り上納、残八百五拾目は雄勝より上納之事ニ御手配可被下候、
右之通昨年上納、残老貫七百目余之処半々両郡より上納可致
御伺之上被仰含候故御伝ひ申上候、

一 上略、御檢地役ケ条ニ通差上候間、御請取り被下度候、

但シ此分ハ役内・小野・函巻ニケ村分今晩肝煎共江直々相
渡、右扣別記ニ有り、猶小野村宥赦御吟味之処不当之申上
方ニ付、肝煎・長百姓御呵ニ相成候故、此段共ニ申渡候、

同四日

一 横堀村寄郷共ニ御收納銀穀之内未夕上納残ニ相成候分ハ五斗米
代銀斗ニて、其外ハ無残相濟候段村々取尋之処、手形持參候故
披見致候、

同五日

一 今朝大和田熊藏より当朔日附之書状相達、左之通、

上略、然ハ廿八日附貴翰を以被仰下候杉宮彦左衛門御尋問
書、役頭江入御覽候処、当人後見被仰付候節之被仰渡書之内
ニ大戸村江仕入銀主人別左之通と有之候得共、誰々と申事不
相見得、定て別紙書可有之、当人御尋問右書附御引上被遣
可被下候、右書付之内久昌寺名前有之候ハ、於上御取扱可
被成、久昌寺名前無之候ハ、於上御取扱可被成筋無之、い
つれニも右書附当人処持可有之、御引上御吟味可被成候と

役頭御申ニ御坐候、猶小生事明日出立、平鹿江回在仕候間、
主鈴江申置、此間被遣候御尋問書も残置候間、田処江被仰遣
可被下候、下略、

一 横堀村より昼食なしニて山田村江引移候、

一 熊藏より今朝申来り候故、明六日当処より堀回村江引移候故、銀
主名前誰々と被仰付候書附処持可有之候故、右之書附無間違
直々堀回村江持參可致候趣、杉宮村彦左衛門江山田村より御用状
を以申渡候、

一 今晚山田村寄郷共ニ今年分向々江上納銀穀請留持參致候故、上納
帳江引合見濟差遣候、

同六日

一 山田村より昼食なしニて堀回村江引移り申候、

一 久府同役菅生兵右衛門・小田野礼吉連名ニて御金藏より被相渡
候書附仕送相達候、左之通、

覚

一 当高式石式斗式升五合

雄勝郡 貝沢村

右ハ高橋休永知行、右高当子年より上り地御蔵入ニ相
成候間、此旨可被申渡候、以上、

文政十一年子十一月晦日 御金藏

湊曾兵衛殿

一 杉宮村彦左衛門罷越候故、銀主之義後見被仰付候節書附を以別

段被仰渡候哉、取尋候処、銀主之義ハ御書附ニて被仰渡も無之、

純五郎殿演舌而已ニて候段申聞候故、左候ハ、右之段書附ニて

可差出申含候処直々右書附差出候故受取申候、

御金蔵より被相渡候員沢村江之御書附、今晚幸ひ杉宮村肝煎罷越

候故、■相認封入相頼差遣候、

堀回村寄郷共ニ罷越、諸御収納之分納手形持参致候、無残相納

候内五斗代銀之内少々不足、是は十一日迄ニ上納人出府之手筈

二候、

同七日

仁平礼蔵江駅送書状を以昨日杉宮村彦左衛門より差出候書附差

遣申候、右ニ付跡々取扱形御伺之上早便被仰遣被下度候段共ニ

申遣候、

一 昼食なしニて前郷村江引移候、

同八日より十一日迄

一 前郷村々居合候て寄郷御収納もの并同村之義品々取調之次第有

之逗留、

一 十一日駅送を以有米帳御割役小貫林右衛門・佐藤忠右衛門江差遣

候、

同十二日

一 昼食なしニて御役屋■引移候、

但シ此節曾右衛門・又兵衛・熊蔵共ニ詰合候、

同十三日より同十七日迄

一 担処村々いろく■催促等致候て今日迄ニ無残取極申候、委

曲別記ニあり、

一 今日御役屋出立、横手昼食、六郷ニて泊、

同十八日

一 六郷出立、昼食なし、上淀川泊、

同十九日

一 上淀川出立、昼食なし、在処江着、

一 今日直々役頭江罷出候て、回在中之御用向無残申上候、

同廿日

一 御評定処江罷出候て、昨日罷帰候段御届申上候、

同廿二日

一 役処江出勤、十九日罷帰候段吹聴申候、

同廿四日

一 今日年中御用仕舞ニ付同役公用病氣之外一統出勤申候、

同廿五日

一 年中御用仕舞恐悦年寄中江申上候二付、昨日之通一統出勤、年寄
■ ■ ■ 恐悦申上候て退出、

(了)

活動報告

(令和二年二月現在)

一 展示

展示を通して、当館の周知と県民の利用促進を図ることを目的として開催した。

○ 企画展 (前期) 「海と川と湖と」

八月二十九日～九月二十三日

今年度開催された「天皇陛下御即位記念第三十九回全国豊かな海づくり大会・あきた大会」にちなみ、海・川・湖に係る所蔵資料の紹介を行った。来館者数は延べ二千八百名、マスコミ取材は四社。

展示室のコーナー構成

- ・ 秋田の海
- ・ 秋田の川
- ・ 海運と港湾整備
- ・ 河川舟運の繁栄
- ・ 秋田の漁業の近代化
- ・ 十和田湖の養殖漁業
- ・ 田沢湖のクニマス
- ・ 干拓前の八郎潟

○ 企画展 (後期) 「秋田県の城下町」

十一月十二日～十二月三日

現在の秋田県域に江戸時代にあった城下町

及びその機能を備えた町に係る所蔵資料の紹介を行った。来館者数は延べ二、〇九五名、マスコミ取材は一社。

展示室のコーナー構成

- ・ 久保田藩 (秋田)
- ・ 久保田藩 (大館)
- ・ 久保田藩 (横手)
- ・ 久保田藩 (檜山)
- ・ 久保田藩 (角館)
- ・ 久保田藩 (湯沢)
- ・ 亀田藩 (亀田)
- ・ 矢島藩 (矢島)
- ・ 本荘藩 (本荘)

(村山純一)

二 公文書館講座

○ 古文書解読講座

館蔵史料をテキストに使用し、くずし字解読の手助けを行うことを目的として実施した。全八回、一講座当たりの定員は五十名まで。参加者数は延べ三百八名。

第一回

古文書解読入門編Ⅰ「候文」を読むⅠ

七月五日

第二回

家老の日記で学ぶ古文書①

七月五日

Ⅰ「岡本元朝日記」を題材にⅠ

(講師・村山純一)

第三回

古文書で読む生類憐みの令と秋田

七月十二日

(講師・柴田知彰)

第四回

家老の日記で学ぶ古文書②

七月十二日

Ⅰ「宇都宮孟綱日記」を題材にⅠ

(講師・村山純一)

第五回

「米沢町丁代日記」を読む

七月十九日

(講師・金森正也)

第六回

足田定志の「東海道中日記」を読む

七月十九日

(講師・藤田誠治)

第七回

義和直筆の備忘録を読む

七月二十六日

Ⅰ「用向書留」Ⅰ

(講師・金森正也)

第八回

「義宣家譜」を読む

七月二十六日

(講師・佐藤隆)

テキストを順番に読むだけでなく、テキスト内に出てくるくずし字の特徴や古文書に頻出の表現などの解説も織り交ぜながら、受講者の古文書解読のためのスキル向上を図った。早めに来てテキストの予習をする方、う

なずきながら黙々と講師の解説に耳を傾けメモをとる方など、熱心な受講者の姿が印象に残った。

(柴田知彰)

○歴史講座

館蔵史料やそれに関係する歴史的事象について解説を行い、館蔵史料の重要さと面白さを感じていただくことを目的に行った。全二回、一講座当たりの定員は五十名まで。参加者数は延べ七十一名。

第一回

九月二十日

企画展「海と川と湖と」をみる

(講師・一関修二)

令和元年度企画展(前期)「海と川と湖と」の開催を受けて、原本展示中の「男鹿半嶋図」などの紹介に加えて、ハタハタやサケ、アユなどの漁業や海・舟運など、海と川と湖から豊かな恵みを授かってきた先人たちの歩みをたどった。

第二回

十一月二十九日

近世から近代の「秋田」を見る

(講師・村山純一)

令和元年度企画展(後期)「秋田県の城下町」の開催を受けて、展示中の資料解説と併せて、展示しきれなかった資料を用いて、か

つての城下町の町並みを思い描きながら、江戸時代から現代に至るまでの先人たちの歩みをたどった。

(柴田知彰)

○出前講座

「公文書館所蔵資料に見る〇〇」をテーマに、県内の団体やグループで行う学習会に講師を派遣し、講座を開催した。

第一回

十月九日【秋田寿大学】

秋田県公文書館所蔵資料に見る秋田藩の重臣配置と由利諸藩の成立

(講師・煙山英俊)

当館所蔵の城下絵図などを提示しながら秋田藩域の城下町やその機能を有した町の様子や、亀田・岩城・本荘各藩の成立に至る過程について解説をした。参加者数は八十七名。

(柴田知彰)

三 研修・協議会等

○「令和元年度アーカイブズ研修Ⅰ」

八月二十六日～八月三十日

朝日生命大手町ビル

国立公文書館主催の公文書館職員初任者研修。当館から一名が参加。内容は、講義、事

例報告、グループ討論など多岐にわたり、また他館の状況も知ることができる研修だった。

別

・討論テーマ(選択制)「公文書の評価・選

・講義①「公文書館の役割とアーキビストへの期待」

・講義②「アーキビストの職務基準書」

・講義③「アーカイブズ概論」

・講義④「近現代の日本における公文書管理とアーカイブズ」

・講義⑤「公文書等の管理に関する法律等について」

・講義⑥「公文書の評価選別」

・講義⑦「特定歴史公文書等の目録作成等」

・講義⑧「紙資料の保存・修復・環境管理」

・講義⑨「電子公文書等の移管、保存、利用」

・講義⑩「特定歴史公文書等の利用」

・講義⑪「公文書館の利用普及」

・講義⑫「デジタルアーカイブ」

・講義⑬「他のアーカイブス等との連携」

・事例報告①「茨城県立歴史館」

・事例報告②「大阪市公文書館」

・グループ討論①②③「公文書館における実務と課題」

課題

・発表、質疑応答「公文書館における実務と課題」

(佐藤里美)

○「二〇一九年度アーカイブズ・カレッジ」

（史料管理学研修会）短期コース

十一月四日～九日

くまもと森都心プラザ図書館

熊本県立図書館

一週間のアーカイブズ・カレッジ（史料管理学研修会）を受講し、“アーカイブズ”の意味を多角的な視点から考えることができた。今回の研修会での講義内容は、現在の日常業務における多くのことに関連しており、現実問題として捉える必要がある内容が多かったため、課題を再認識する機会となった。

講師の先生をはじめ、博物館、図書館、美術館、自治体職員、研究所、一般企業、大学院生など多岐にわたる受講者の方々と交流を持ち、共有できる情報や課題も多く、情報交換により自分の業務を客観的にみることもできた。今回の研修会で得たことを踏まえ、今後の業務に活かすことが研修に参加した一番の意義だと感じている。

◆研修内容

- (1) 講義「現代のアーカイブズとアーキビストの役割」
- (2) 講義「アーカイブズ資源論」
- (3) 講義「アーカイブズ・レコード・マネジメント論」
- (4) 講義「民間アーカイブズ・コントロール論」

- (5) 講義「アーカイブズと情報コントロール」
- (6) 講義「アーカイブズの整理と目録編成」
- (7) 講義「アーカイブズの保存環境と劣化損傷の予防」
- (8) 講義「アーカイブズの保存修復」
- (9) 講義「自然科学系のアーカイブズ」
- (10) 講義「地域とアーカイブズ」
- (11) 講義「アーカイブズの管理と利用」
- (12) 施設見学「アーカイブズの管理と利用」

（熊本県立図書館施設見学）

- (13) 講義「アーカイブズの公開と普及活動」
- (14) 討論・意見交換「総括討論」

（一 関修二）

○第四十五回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）全国（安曇野）大会

十一月十四・十五日

長野県安曇野市豊科公民館

「『文書館』をつくるー市町村が拓くアーカイブズ活動ー」を大会テーマとして今年度は開催された。長野県内の文書館（アーカイブズ）設立に関わった方々の話や国立公文書館加藤館長の講演などを通して多くのことを学んだ。また、他館の方々との情報交換により、他館の現状を知ることができた。

【研修会A】視察「松本市文書館・安曇野市文書館・貞享義民記念館・豊科郷

土博物館」

【研修会B】「アーカイブズ入門」

【研修会C】「戦後社会運動のアーカイブズとしてー立教大学共生社会研究センターの経験と課題ー」

【研修会D】「市町村の公文書管理ーアーキビストの前方進出の視点からー」

【研修会E】「地域史料の危機管理ー長野県における史誌編纂事業との関わりー」

【調査・研究委員会報告】「基礎自治体における公文書管理の実態調査について」

【公開講演会】「時を貫く記録を活かすー令和の時代に公文書館が望まれることー」

【大会テーマ研究会】「『文書館』をつくるー市町村が拓くアーカイブズ活動ー」

・大会テーマ趣旨説明

・報告①「安曇野市文書館の開館についてー公文書館機能ミニマムモデルの活用ー」

・報告②「長野県内市町村の『公文書館機能ミニマムモデル』を活用した実態調査について」

・報告③「市民要望としての公文書館設置ー上田市公文書館の設置などについてー」

・総合討論

(村山純一)

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

十一月二十二日

公文書・歴史資料の保存と利用について取組みの強化を図ることを目的として、各市町村の公文書管理担当者及び歴史資料担当者を対象に開催。

・基調講演「地域アーカイブズを一から作る

―常陸大宮市文書館の五年間の取組み―

・報告 第四十五回全国歴史資料保存利用

機関連絡協議会(全史料協)全国(安曇野)大会について (当館)

・事例報告①「公文書管理条例制定後の現状と課題に関して」 (秋田市)

・事例報告②「鹿角市古文書整理事業の概要に関して」 (鹿角市)

(柴田知彰)

四 史料所在調査

○県内史料所在調査

二月十八日

秋田県立北鷹高校(北秋田市)

旧秋田県立鷹巣農林高校資料を調査

(一関修二)

○県外史料所在調査

二月二十日・二十一日

国立公文書館(東京都千代田区)

矢島藩生駒家関係資料を調査

(柴田知彰)

五 古文書班広報紙「古文書倶楽部」

「古文書倶楽部」は、日頃の調査・研究成果をわかりやすく紹介し、当館の所蔵資料をよりよく利用していただくために発行している普及・広報紙である。館内で配布している他に、閲覧室やエントランスホールの掲示、当館ウェブサイトやツイッターでも公開している。

第八十九号 令和元年五月

・古文書で学ぶ日本史く桜田門外の変を題材に (村山純一)

・農民たちの戊辰戦争 (金森正也)

第九十号 令和元年七月

・神社の由来を辿ってみればく国替え直後の佐竹氏と在地勢力 (煙山英俊)

・「国鱒(田沢湖産姫鱒)！」くクニマスが生

き延びた経緯く

(柴田知彰)

第九十一号 令和元年九月

・自然豊かな秋田の鮎漁く「北家御日記」より (村山純一)

・令和元年度企画展(前期)「海と川と湖と」のご案内 (桜庭文雄・村山純一)

第九十二号 令和元年十一月

・横手城址は桜の名所く大澤鮮進堂の絵葉書より (柴田知彰)

・「北家御日記」より 仙台藩、片倉家からの米買入れ願 (藤田誠治)

第九十三号 令和二年一月

・蝦夷地における豊かな産物く秋田藩との買入置値段書から (一関修二)

・佐竹義宣は石田三成を救ったか?く慶長四年の「義宣家譜」から (佐藤隆)

第九十四号 令和二年三月予定

・「秋田藩家蔵文書」く明智光秀書状(?)について (煙山英俊)

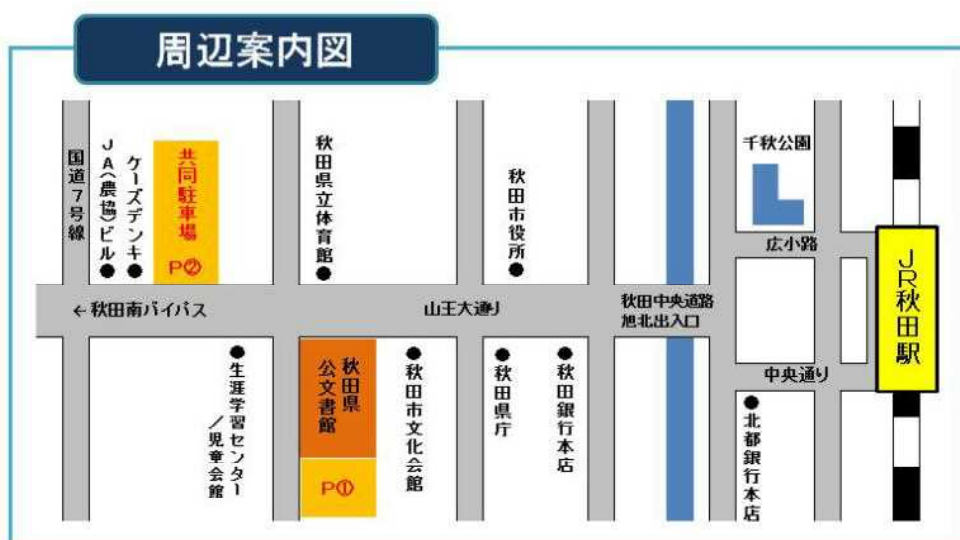
・預札という紙幣 (金森正也)

開館時間（令和2年度）

- 平日……………午前9時～午後7時
- 土曜日・日曜日・祝日……………午前9時～午後6時

休館日（令和2年度）

- 毎週水曜日
- 年末年始（12月28日～1月3日）
- 特別整理期間（6月10日～14日、12月2日～6日）



秋田県公文書館研究紀要 第二十六号
令和二年三月十七日発行
編集 秋田県公文書館
発行 秋田県公文書館
〒〇一〇〇―〇九五二
秋田市山王新町一四―三二
電話 〇一八(八六六)八三〇一

(題字 寿松木 毅)

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/kobunsho/>
E-mail koubunshokan@pref.akita.lg.jp